

わが家の防災メモ

あらかじめ記入し、家族みんながわかるようにしておきましょう。

緊急通報は落ち着いて！

火事・救急

119

- ①火事か、救急かを伝える
- ②自分の名前と住所を伝える。住所がわからなければ、目印となる建物を伝える
- ③何が燃えているのか、傷病者はどんな状態なのかを伝える
- ④安全な場所で救急車・消防車を待つ
- ⑤AEDが使える状態か判断する

警察

110

緊急連絡先

連絡先	電話番号	連絡先	電話番号
熱海市役所	0557-86-6000	ガス会社	
消防署		電力会社	
警察署		かかりつけの病院	

家族の緊急連絡先

携帯電話の電話帳機能は、バッテリーが切れると使用できなくなります。いざという時に備え、連絡先を書き留めておきましょう。

名前	職場・学校	血液型	携帯電話・メールアドレス
			携帯
			メールアドレス
			携帯
			メールアドレス
			携帯
			メールアドレス
			携帯
			メールアドレス

わたしのための・家族のための・みんなのための

防災ガイドブック



熱海市

はじめに

地震や風水害などの自然災害の発生を防ぐことはできませんが、災害による被害は日頃からの備えによって減らすことができます。そのためには、地方公共団体による防災対策である「公助」ばかりでなく、自分の安全は自分で守る「自助」と地域全体で助け合う「共助」が欠かせません。

いざという時に備えて、非常持出品の準備や家屋の耐震改修、家具の固定など、まずは身の回りの安全対策からはじめましょう。災害が発生した場合を想定して、どこに避難すればよいか、家族とはどう連絡を取り合うかなどについて事前に家族で話し合っておくことも大切です。地元の自主防災会の活動にも積極的に参加し、防災訓練などを通じて災害時の協力体制を確認しましょう。

本冊子は、地震、津波、風水害、土砂災害、火山活動に関する基本的な知識や災害発生時の対処法をまとめています。また、地震・津波、土砂災害については、市内で想定されている被害の程度を確認できるハザードマップも掲載しています。本冊子をよくお読みいただき、また常に手近に備えていただき、災害時の被害軽減に役立ててください。

もくじ

防災情報編

防災情報を入手しましょう	2
家族との連絡方法を確認しておきましょう	4
自主防災会に参加しましょう	5
繰り返し起こる大地震	6
非常持出品・備蓄品を準備しよう	7
避難について	9

地震編

地震にどう備えるか？	11
熱海市の被害想定	13

津波編

津波の基礎知識	15
津波の危険から身を守りましょう	17

津波マップ

熱海市の津波浸水想定図	18
-------------	----

風水害・土砂災害編

防災気象情報に注意！	29
災害時の避難行動	32
風水害に備える	33

土砂災害ハザードマップ

熱海市土砂災害ハザードマップ	34
----------------	----

火山編

伊豆東部火山群の噴火による熱海市への影響	47
----------------------	----

相談窓口

被災した時の相談窓口など	49
--------------	----

防災情報を入手しましょう

熱海市からの防災情報

防災行政無線（同報無線）

市では、市内各地の131箇所（令和2年3月現在）に防災行政無線を整備しています。災害時の避難勧告等の防災情報をはじめ、平常時には市からの行政情報（行方不明者等の情報）などを放送しています。放送内容は防災ラジオや個別受信機でも聞くことができます。

熱海市メールマガジン

防災行政無線が聞こえづらい地域の方などへの対応として、広報あたまで放送した内容を文字で携帯電話及びパソコンにメール配信するサービスです。また、消防・防災の情報をお知らせするメールマガジンもあります。

携帯 ▶ atami@sg-m.jp

パソコン ▶ <https://service.sugumail.com/atami/member/entries/index>



熱海市ツイッター

熱海市からののお知らせやイベント情報、災害・緊急情報等をツイートします。熱海市公式ホームページでも確認できます。

公式アカウント [@atamicity](https://twitter.com/atamicity)



同報無線が聞こえないのですが……

同報無線は市内全域に設置していますが、熱海市の地形などの周辺環境やお住まいの条件により、反響したり何を言っているのか聞き取れなかったりと、聞こえにくい場合があります。

一方、スピーカー付近では音がうるさい、放送をやめて欲しいなどの声もあるなど、同報無線だけで全ての方に情報をお伝えすることが難しい状況です。

有事の際には、テレビやラジオ、熱海市メールマガジン、公式ホームページ、ツイッターなど、様々なメディアを用いて情報をお伝えしますのでご活用ください。

災害時、最も心配になるのは家族の安否です。東日本大震災では通信回線がつながりにくくなり、安否確認に手間取りました。複数の手段で連絡が取れるようにしておきましょう。

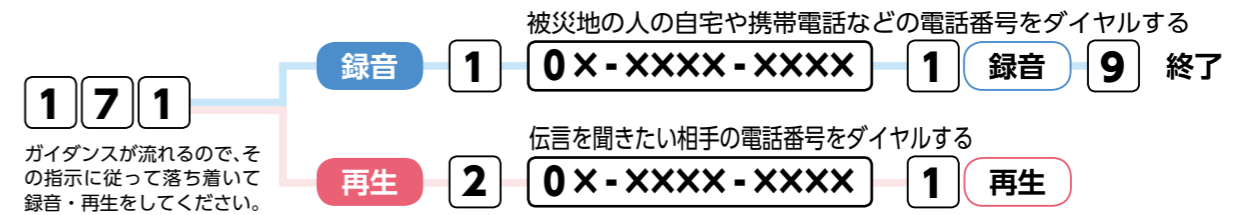
さまざまな連絡方法を知っておきましょう

■ 音声による連絡方法

NTT 災害用伝言ダイヤル171を使う

震度6弱以上の地震など大きな災害の発生により、被災地へ電話がつながりにくくなったとき利用できるようになる声の伝言板です。

※携帯電話や公衆電話からもかけられます

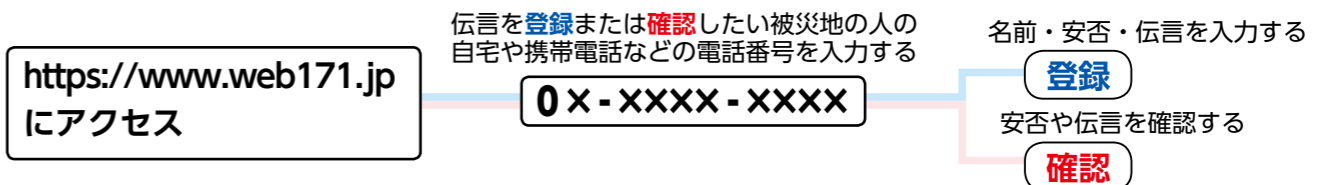


NTT ドコモでは、災害用音声お届けサービスという連絡方法があります。

■ 文字による連絡方法

NTT 災害用伝言板 web171 を使う

安否情報などを文字で登録することができます。携帯各社（NTT ドコモ、au、ソフトバンク）の災害用伝言板とも連携しています。



携帯電話のサービス 災害用伝言板を使う

安否情報などを文字で登録することができます。専用アプリや下記サイトアドレスからアクセスしてください。

※登録は携帯電話からしかできません。
確認は携帯電話とパソコンから可能です。

各社の災害用伝言板サイトアドレス	NTTドコモ	au	ソフトバンク
	http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi	http://dengon.ezweb.ne.jp	http://dengon.softbank.ne.jp

■ 公衆電話を利用

災害時、公衆電話は優先的に回線が確保されます。また、災害時には被災地の公衆電話は無料で使えます（国際電話は使えません）。ただし、旧型の公衆電話（グリーンの本体とシルバーのボタン）の場合、10円玉かテレホンカードを入れないと電源が入りません。被災地以外で使用する場合は、テレホンカードや10円玉を持っていると便利です。



■ 携帯電話のメールを利用

携帯電話のメールを利用するのも有効です。災害発生直後はつながりにくくなり、相手に届くまでに時間がかかりますが、自分の状況を随時送信しておくことで、災害用伝言板と同じ役割を果たします。

■ パソコンのEメールを利用

東日本大震災では、パソコン（インターネット）を使ったEメールは比較的届きやすく、多くの人に活用されました。

ソーシャルメディアを使って安否確認をしましょう

東日本大震災では、電話がつかない中、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などのメディアが安否確認に役立ちました。こうしたサービスを家族や友人とともに普段から使い慣れておくことで、いざというとき複数の方法で連絡を取ることができます。

テレビやネットからの防災情報

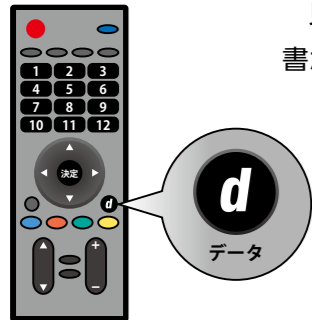
テレビのデータ放送

お手軽に防災情報などを入手したいとき

テレビのデータ放送では、天気やニュース、防災情報などを見ることができます。

▶ データ放送を見るには

見たいチャンネルに合わせてリモコンのd（データ、データ連動、連動データなど）と書かれたボタンを押してご覧ください。



※機種によって設定方法が異なるので、詳しくは受信機の取扱説明書をご覧ください。

※設定できないときは、受信機の機種名・型番号をご確認のうえメーカーや購入した電器店などにお問い合わせください。

お住まいの地域の状況を詳しく知りたいとき

静岡県地理情報システム 検索

▶ <https://www.gis.pref.shizuoka.jp/>

静岡県のホームページでは、幅広い情報を地図と重ねて見られる「静岡県 GIS」を公開しています。その中の「みんなのハザードマップ」では、お住まいの地域の災害リスクを見ることができます。



雨量や河川水位を詳しく知りたいとき

サイポスレーダー 検索

▶ <http://sipos.pref.shizuoka.jp/>

サイポスレーダーとは、静岡県が運営する地域密着型防災サイトです。ピンポイント天気予報をはじめ、防災情報、雨量・水位情報などをリアルタイムで提供しています。



気象情報を詳しく知りたいとき

気象庁 検索

▶ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

気象庁のホームページでは、雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）などでさまざまな気象情報を提供しています。地域の情報をチェックしましょう。



自主防災会に参加しましょう

大災害が発生すると、消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そんなとき力を発揮するのが、「自主防災会」です。

自主防災会とは、地域の人々が自発的に防災活動を行う組織です。「自分たちの町は自分たちで守る」という心構えで、自主防災会の活動に積極的に参加し、災害に強い地域をつくりましょう。



平常時の活動

役割分担を明確にして訓練を実施し、緊急時に役立つ活動につなげましょう。

- 防災知識の普及**
 防災についての正しい知識を地域に普及させるために、防災イベントの実施や防災地図の作製などを通じて防災知識の普及をする。
- 防災資機材の整備**
 消火活動、応急手当、救出・救護、避難誘導など、災害時に必要となる資機材を準備し、定期的に点検や使い方を確認する。
- 防災環境の確認**
 災害発生時に、地域内に被害の発生、拡大につながる原因がないか、また、援助の必要な要配慮者がいないかなどを確認する。
- 防災訓練の実施**
 日頃から災害を想定した訓練を行い、炊き出し、消火器の使用法や応急手当など、防災活動に必要な知識や技術を習得する。

災害時の活動

会長や班長の指導のもとに人命を守ることを第一に活動しましょう。

- 情報の収集・伝達**
 災害に関する正しい情報の収集・伝達をする。
- 救出・救助活動**
 負傷者や家屋などの下敷きになった人の救出・救助活動をする。
- 初期消火活動**
 出火防止のための活動や初期消火活動をする。
- 医療救護活動**
 応急手当をして、救護所へ搬送する。
- 避難誘導**
 住民を避難所などの安全な場所に誘導する。
- 給食・給水活動**
 食料や水、救援物資などの配分や炊き出しなどをする。

要配慮者を守りましょう

要配慮者とは、災害から自らを守るうえで、何らかのハンディキャップを抱え、周囲の支援が必要になる人たちのことをいいます。高齢者や乳幼児、病気や障害がある人、妊産婦、日本語が理解できない外国人など、要配慮者を災害から守るため、地域で協力して支援しましょう。

避難行動要支援者を把握する

近くに避難行動要支援者が住んでいるかどうかを把握しておく。もし避難行動要支援者がいれば、「避難行動要支援者名簿」への登録に協力してもらう。



要配慮者との交流を密にする

日ごろから近隣に住む要配慮者とあいさつを交わすなど交流を深めておく。また、プライバシーや本人の意思などに配慮しながら、支援のニーズを聞いておく。



防災環境を点検する

避難路は車いすでも通るか、標識は外国人でもわかるか、目の不自由な人にとって障害物がないかなど、要配慮者の身になって確認する。



一緒に防災訓練に参加する

要配慮者と一緒に防災訓練を行う。その際、災害が起きたときの安否確認や避難支援など、具体的な救援体制を決めておく。



繰り返し起こる大地震

日本列島の太平洋岸では、プレートの潜り込みによる地震が繰り返し起こっています。フィリピン海プレートが潜り込む東海から四国にかけての海域では、概ね100年から150年の周期で、ほぼ同じ場所で、ほぼ同じ規模の大地震が繰り返し起こっています。駿河湾から御前崎沖では、安政東海地震以降いまだ大地震が発生しておらず、地震のエネルギーが蓄積されていると考えられており、近い将来、大地震の発生が予想されています。



(静岡県「地震防災ガイドブック」をもとに編集)



「南海トラフ地震臨時情報」の提供

気象庁では、南海トラフで大規模地震発生の可能性が高まった場合などに「南海トラフ地震臨時情報」「南海トラフ地震関連解説情報」を発表します。これらの情報は気象庁ホームページなどでご覧いただけます。

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりにすべりが発生したと評価した場合等
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報		<ul style="list-style-type: none"> ● 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ● 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く)

● 情報が発表されたら市の呼びかけに従って、日頃からの地震対策の再確認や安全な防災行動などの対応をしてください。地域によっては避難が必要な場合もあります。

非常持出品・備蓄品を準備しよう

最低限備える

「災害時の必需品」を検討する

災害は突然発生します。外出先で交通機関がストップしたり、ライフラインが止まって復旧が遅れたりすることもあります。「自分にとって、わが家にとって」災害時に必要な物を整理し、いざというときに備えましょう。



2～3日分備える

「非常持出品」を手近に備える

災害の危険が迫って自宅から避難する際に緊急的に持ち出す非常持出品。避難所で1～2泊できるくらいの水・食料などを準備しましょう。非常持出袋などにまとめ、すぐに持ち出せる場所に用意しておきましょう。



1週間分以上備える

数日間は「備蓄品」で乗り切る

大規模災害発生時は、道路の損壊などで救援物資が届くのに時間がかかります。東日本大震災の教訓を踏まえ、水や食料などの備蓄品は、できれば1週間分以上は備蓄しておきましょう。



非常持出品、備蓄品の準備

以下は一例です。

(出典：消防庁)

非常持出品

- | | | | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 現金 | <input type="checkbox"/> 預貯金通帳 | <input type="checkbox"/> 印鑑 | <input type="checkbox"/> 保険証 | <input type="checkbox"/> 免許証 |
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯 | <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ | <input type="checkbox"/> 予備の乾電池 | <input type="checkbox"/> ヘルメット・防災ずきん | |
| <input type="checkbox"/> 厚手の手袋 | <input type="checkbox"/> 毛布 | <input type="checkbox"/> 缶切り | <input type="checkbox"/> ライター・マッチ | <input type="checkbox"/> ナイフ |
| <input type="checkbox"/> 携帯用トイレ | <input type="checkbox"/> 救急箱 | <input type="checkbox"/> 処方箋の控え | <input type="checkbox"/> 胃腸薬・便秘薬・持病の薬 | |
| <input type="checkbox"/> 生理用品 | <input type="checkbox"/> 乾パン | <input type="checkbox"/> 缶詰 | <input type="checkbox"/> 栄養補助食品 | |
| <input type="checkbox"/> あめ・チョコレート | <input type="checkbox"/> 飲料水 | | <input type="checkbox"/> 下着・靴下 | |
| <input type="checkbox"/> 長袖・長ズボン | <input type="checkbox"/> 防寒用ジャケット・雨具 | <input type="checkbox"/> 携帯用カイロ | | |

備蓄品

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> レトルト食品（ごはん・おかゆなど）・アルファ米 | |
| <input type="checkbox"/> インスタントラーメン・カップみそ汁 | <input type="checkbox"/> 飲料水（1日一人3リットルが目安） |
| <input type="checkbox"/> 給水用ポリタンク | <input type="checkbox"/> カセットコンロ |
| <input type="checkbox"/> ティッシュペーパー・ウェットティッシュ | <input type="checkbox"/> ラップフィルム |
| <input type="checkbox"/> 紙皿・紙コップ・割り箸 | <input type="checkbox"/> 簡易トイレ |
| <input type="checkbox"/> ビニール袋 | <input type="checkbox"/> ロープ |
| <input type="checkbox"/> ランタン | <input type="checkbox"/> 長靴 |
| <input type="checkbox"/> 工具セット | <input type="checkbox"/> 水のいないシャンプー |
| <input type="checkbox"/> ほうき・ちりとり | |

! 家庭で自活するためにも、水、食料とも1週間分以上の備蓄をお願いします。

1週間目安（1人分）

<p>飲料水 1日3リットル×7日 =21リットル</p>	<p>食料 3食×7日=21食</p>	<p>カセットコンロ・カセットボンベ あたたかい食事を調理するため備蓄しておくといでしょう</p> <p>ボンベ1本で1.5リットルのお湯が約10回つくれます。</p>
--	--------------------------------	---

食料品の一例

レトルト食品、缶詰、インスタントラーメン、パスタ類、調味料、根菜類（常温で保存できる野菜）、フリーズドライの野菜、ドライフルーツなど

- これらの食材で1週間分の献立ができるか考えてみましょう。
- 缶詰、乾物などの食材は、定期的に消費する習慣をつけましょう。
- 消費したら買い足し、常に新しいものを確保しましょう。
- 缶詰、レトルト食品は、普段から食べ比べてお気に入りの味を見つけましょう。

「災害用トイレ」を備えておきましょう

災害時は断水により水が流せないなどトイレが使えなくなることがあります。非常時に自宅で使える携帯トイレ、簡易トイレなどの災害用トイレを備蓄しておく、いざというときに安心です。

こんな用意もしておきましょう

<p>乳幼児のいる家庭</p> <p>粉ミルク、液体ミルク、ほ乳びん、離乳食、スプーン、おむつ、清浄綿、おびいひも、バスタオルまたはベビー毛布、ガーゼなど</p>	<p>女性(妊婦)のいる家庭</p> <p>脱脂綿、ガーゼ、さらし、T字帯、清浄綿および新生児用品、ティッシュ、ビニール風呂敷、母子健康手帳など</p>	<p>高齢者等のいる家庭</p> <p>着替え、おむつ、ティッシュ、障害者手帳、補助具の予備、常備薬、お薬手帳、予備のメガネ、緊急時の連絡先表など</p>	<p>アレルギーをお持ちの方</p> <p>アレルギー持ちの方が家族にいる場合は、アレルギーに対応した食品を備蓄しておく。</p>	<p>ペットを飼っている家庭</p> <p>ペット用の避難用品（ケージ、リードなど）や備蓄品（ペット用非常食など）の準備・ペットが迷子にならないための対策を講じておく。</p>
--	---	--	--	---

! ローリングストック法で備蓄しましょう

非常食をまとめ買いしても、消費期限が過ぎたら再びまとめ買いしなければなりません。定期的に大量購入を繰り返すことになります。

おすすめなのがローリングストック法です。図のように、3か月に1回など日を決め定期的にレトルト食品などの備蓄物資を消費して、消費した分だけあらためて補充するという方法です。



地震

家屋が倒壊した場合など

危険から逃れる

危険から逃れる

自主防災会で定めた
一時避難場所

避難場所 (例)

学校や公園



津波

避難指示 (緊急)

危険から逃れる

危険から逃れる

努めて海拔の高い場所
(約20m以上)
堅ろうな建物の
3階以上

指定緊急避難場所 (津波)

- ・上宿市有地
- ・児童発達支援センター (IPPO)
- ・多賀小学校 (グラウンド)
- ・白銅跡地
- ・網代公民館 (屋上)
- ・初島公園



大規模な火災

大規模火災が発生した場合など

危険から逃れる

危険から逃れる

風向きを考慮して
近隣の広場など

避難場所 (例)

学校のグラウンドや公園
(風向きを考慮)



土石流、崖崩れ、地滑り

避難勧告など

危険から逃れる

危険から逃れる

崖から離れた場所
堅ろうな建物の
2階以上
近隣の高い建物
など

避難場所 (例)

学校など
※開設した避難場所は同報無線やメールマガジン、テレビなどでお知らせします。



浸水や倒壊により、自宅で生活できなくなってしまった場合は指定避難所へ

指定避難所

- 泉小・中学校 泉 280
- 伊豆山小学校 伊豆山 711
- 熱海中学校 桃山町 7-7
- 桃山小学校 桃山町 6-5
- 第一小学校 西山町 41-1
- 第二小学校 桜町 3-20
- 西部コミュニティー 桜町 16-43
防災センター
- 熱海高等学校 下多賀 1484-22
- 多賀小学校 下多賀 920-1
- 多賀中学校 下多賀 1549-1
- 網代小学校 網代 195
- 初島小・中学校 初島 219

自宅で生活できる場合



自宅へ



「避難場所」と「避難所」の違い

避難場所

災害が発生した時、身を守るために一時的に逃げる場所 (公園、グラウンドなど)

避難所

住民が被災し、自宅の倒壊などで生活ができなくなった人が、一時的に生活するための場所 (学校など)

地震にどう備えるか？

大地震の発生に備えて、建物や土地の安全性など、私たちの身のまわりにどんな危険箇所があるのかをチェックし、事前に安全対策をしておきましょう。建物の耐震化や家具の転倒防止対策は、私たちの命を守る最も有効な手段です。

わが家の耐震対策のススメ

プロジェクト TOUKAI - 0^{ゼロ} (東海・倒壊)



『プロジェクト TOUKAI (東海・倒壊) - 0 (ゼロ)』は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設された木造住宅の耐震化を促進し、震災時における人命の安全を確保するため進めている事業です。

専門家による無料の耐震診断や、耐震補強工事費の助成を行っています。

耐震補強工事までの流れ

専門家の耐震診断 (無料)

専門家(耐震診断補強相談士)による耐震診断を無料で受けることができます。電話またはまちづくり課でお申込みください。

補強計画の作成 + 耐震補強工事

工事箇所、工事費を検討して、補強計画を作成します。補強計画に基づき、耐震補強工事を実施します。

【補助額】 一般世帯…100万円 高齢者等世帯…120万円

※ 補助金交付前に設計等に着手すると、交付金がもらえないのでご注意ください。

ブロック塀の改善に対する補助 (令和2年～令和3年度)

危険なブロック塀を撤去

地震発生時に倒壊、または転倒する危険性のある道路等に面したブロック塀等を撤去します。

【補助限度額】 30万円

※ ブロック塀等を撤去する経費の額と、基準額 20,000 円/m に撤去するブロック塀等の長さを乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額とし、1 敷地につき 30 万円を限度とします。

撤去後に軽量のフェンス等を設置

地震発生時に倒壊、または転倒する危険性のある道路等に面したブロック塀等を安全な塀に改善します。

【補助限度額】 40万円

※ ブロック塀等を改善する経費の額と、基準額 38,400 円/m に改善するブロック塀等の長さを乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の 4/5 以内の額とし、1 敷地につき 40 万円を限度とします。

この制度を利用するには事前の申請が必要です。 **問い合わせ先** まちづくり課 ☎86-6424

大地震に備え、家具などを固定しましょう

過去の地震において、家具の転倒等により多くの死傷者が出ました。熱海市では、地震における被害の防止と軽減を目的とし、タンス、食器戸棚など家具の転倒を防ぐため、家具を固定する費用を補助しています。

熱海市自主防災会連合会や民生委員を通じて、希望者の募集をします。

補助対象 木造住宅にお住まいの市民

取付費用 無料

取付内容 寝室・居間及び台所等に設置

※ 家具と壁を直接固定するため、穴が開く可能性があります。

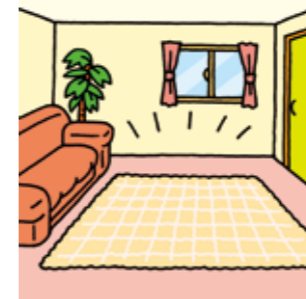
この制度を利用するには申請が必要です。 **問い合わせ先** 危機管理課 ☎ 86-6443

家の中の安全対策ポイント

家の中には地震のときに危険となるものがたくさんあります。室内の家具が倒れ、いざ避難しようとしたときに家具が出入り口をふさぐようなこともあり、日ごろから家具を固定するなどの安全対策が必要です。できることから実践し、たえず見直ししながら安全を高めていきましょう。

■ 家の中に、家具のない安全なスペースを確保する

部屋が複数ある場合は、人の出入りが少ない部屋に家具をまとめて置く。無理な場合は、少しでも安全なスペースができるように配置を換える。



■ 寝室や子ども・高齢者・障がい者がいる部屋には、倒れそうな家具を置かない

就寝中に地震が発生した場合、子どもや高齢者、障がい者などは倒れた家具が妨げとなって逃げ遅れる恐れがあるので注意する。どうしても置かざるを得ないときには食器棚や家具、テレビなどは固定する。



■ 出入り口や通路にはものを置かない

いざというとき安全に避難できるように、玄関などの出入り口やそこに至る通路には倒れやすいものを置かない。



■ 家具の転倒や落下を防止する対策を講じる

家具と壁や柱の間に遊びがあると倒れやすくて危険。また、家具の上に落ちやすいものを置かない。



寝室や出入り口付近で家具を固定できない場合には



寝ている位置に家具が倒れてこないように、向きを工夫する



自分の上に家具が倒れてこないように、机などで防御する



家具が倒れてもドアが開くような位置・向きにする

「家庭内 DIG」で災害対策

「DIG (ディグ)」とは、参加者が大きな地図を囲み災害時の対策などを考える訓練のことです。各家庭でも「家庭内 DIG」を行って、地震など災害時の対策を考えておきましょう。自宅の簡単な平面図を用意し、各部屋や家の周囲の危険箇所をチェックして対策を話し合しましょう。また、災害後の電気・ガス・水道などが不自由な状態で暮らす準備についても考えておきましょう。



熱海市の被害想定

レベル1の地震

発生頻度が比較的高く（駿河・南海トラフでは約100～150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波

レベル2の地震

発生頻度は極めて低いですが、発生すれば莫大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

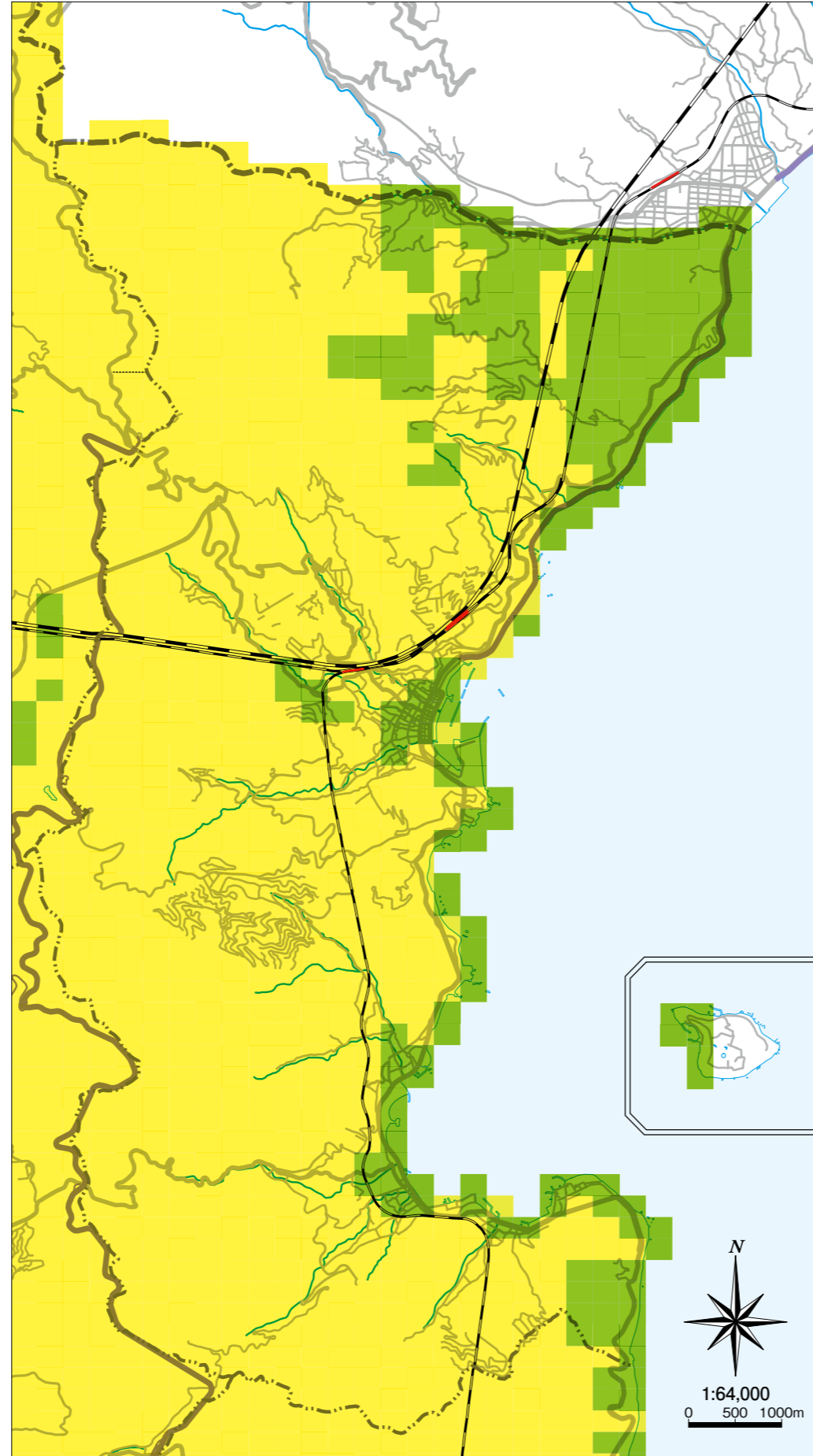
熱海市の被害想定

第4次地震被害想定 の概要	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	
	レベル1	レベル2
想定対象地震	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震
最大震度	6弱	6弱
人的被害 (死者数)	約10人	約60人
建物の全壊・ 焼失棟数	約70棟	約200棟

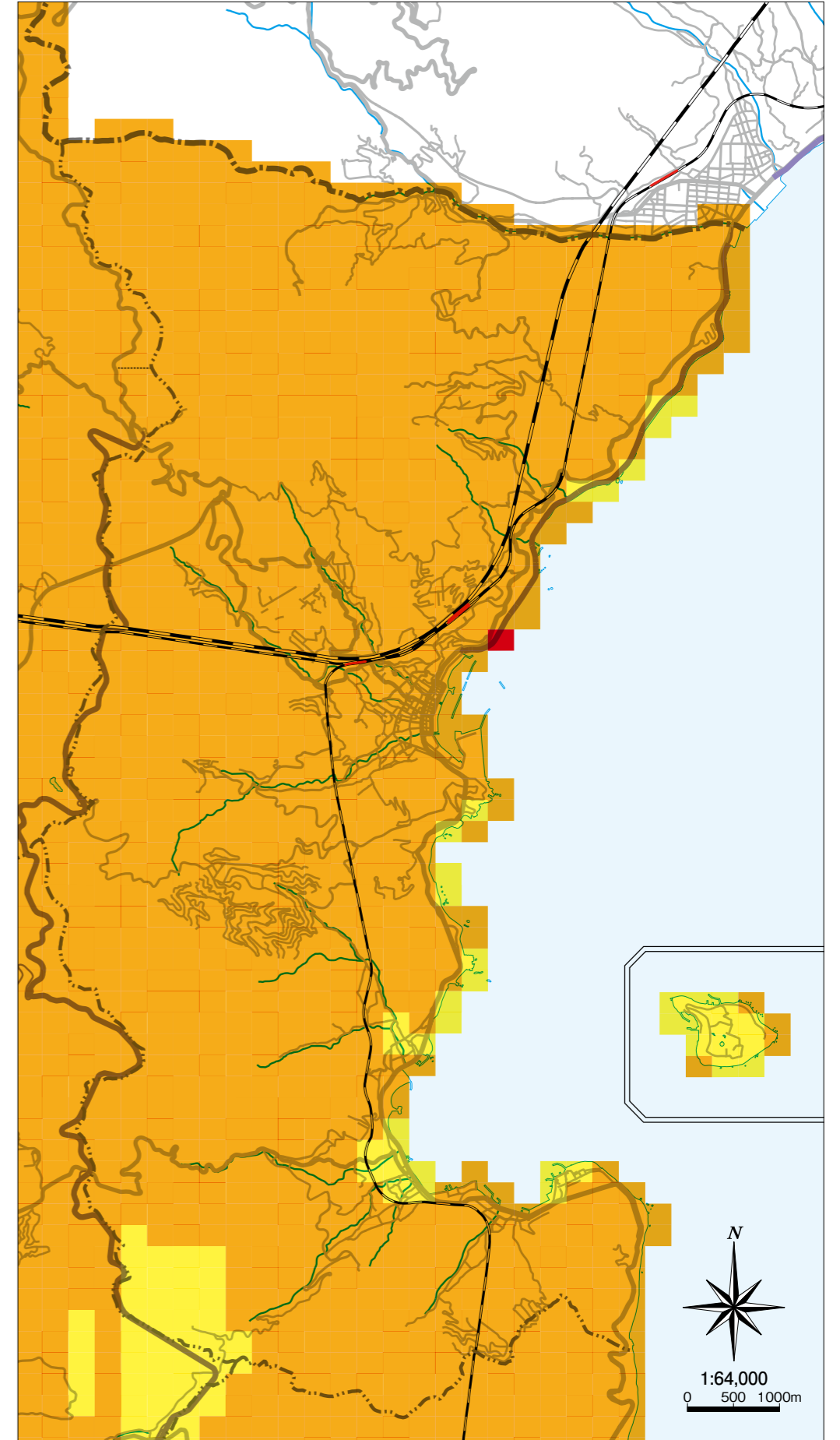
第4次地震被害想定 の概要	相模トラフ沿いで発生する地震	
	レベル1	レベル2
想定対象地震	大正型関東地震	元禄型関東地震 相模トラフ沿いの 最大クラスの地震
最大震度	6強	7
人的被害 (死者数)	約1,400人	約1,900人
建物の全壊・ 焼失棟数	約2,500棟	約4,300棟

凡例			
色別	震度階級	人間	屋内の状況
■	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛びものもある。
■	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。
■	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。
■	5強	非常に恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器棚、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。

南海トラフ巨大地震震度分布図

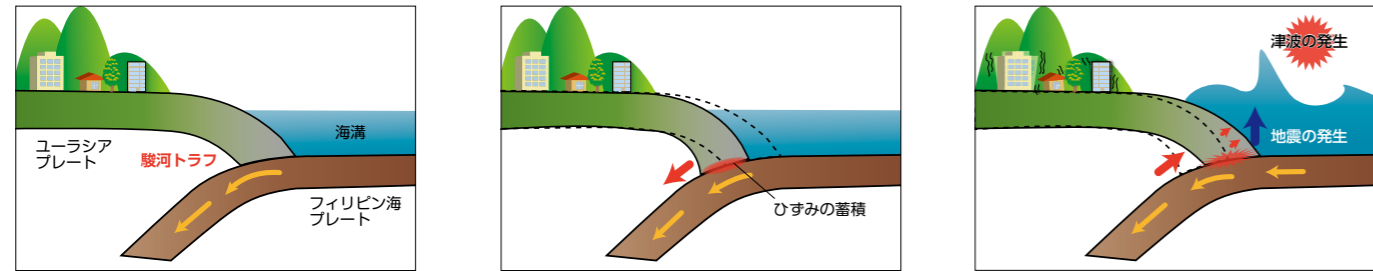


相模トラフ沿いの最大クラスの地震震度分布図



津波の発生原因

「プレートの境界域における海溝型地震」の発生に伴い、津波が発生する場合



- ①海底を作っているフィリピン海プレートが年数 cm の割合でユーラシアプレートの方へ移動し、その下へ潜り込む。
- ②ユーラシアプレートの先端部が引きずり込まれ、ひずみが蓄積する。
- ③ひずみはその限界に達した時、ユーラシアプレートが跳ね上がり、地震が発生する。その際、津波も発生する。

津波の特徴

津波は、1 波、2 波、3 波と繰り返し襲ってくる

津波は 2 回、3 回と繰り返し襲ってきます。また第 1 波が必ずしも最大であるとは限りません。警報、注意報が解除されるまで絶対に海岸に近づかないようにしましょう。少なくとも 12 時間以上は警戒が必要です。



津波は川を逆流する

長周期の津波は、陸上だけでなく川を逆流する場合もあります。宮城県の上川を逆流した東日本大震災の津波は、河口から 17 キロ地点において高低差 3 メートルの堰を乗り越えたとみられています。津波の際は、沿岸部だけでなく河川の堤防周辺でも警戒が必要です。

津波は長時間にわたって陸地に流れ込み続ける

台風時の高潮では、波の周期はせいぜい数十秒であるのに対し、津波は数十分にも及びます。このような長い周期の津波の押し波は長時間続くため、陸上の奥深くまで浸水します。下水の配管を伝って、内陸に浸水した例もあります。

「津波」と「通常の海の波」との違い

	津波 (浅海波)	波風・うねり
波の繰り返し時間 (周期)	数十分～1 時間	～数十秒
波の長さ (波長)	数十～数百キロメートル	数十～百メートル

津波に備えて家族会議を開こう

津波が発生したとき、どこに避難して、どうやって連絡を取り合うのかを、事前に家族で話し合っておきましょう。自宅から指定の避難場所や避難ビルに行くにはどこを通るのか、海の近くにいたときはどこに逃げるのかなど、家族で情報を共有しておくことが大切です。連絡方法や避難ルートを複数確認しておきましょう。

津波を見てから逃げても間に合わない

津波の速さは深い場所では早く進み、浅くなるほど遅くなります。津波が太平洋を伝わる速さは、旅客機並みです。海岸近くでも秒速 10 メートル程度の速さで、津波が見えてからではとても逃げきれません。

- 海の水深が深いほど津波の速さは速い。
水深 2,000m では 500km/時
水深 200m では 160km/時
水深 10m では 36km/時
- 陸上に遡上した津波は、ほぼ人間が全速力で走る程度の速さ
- 駿河湾沿岸では、地震発生後数分で、津波の第 1 波が到達する

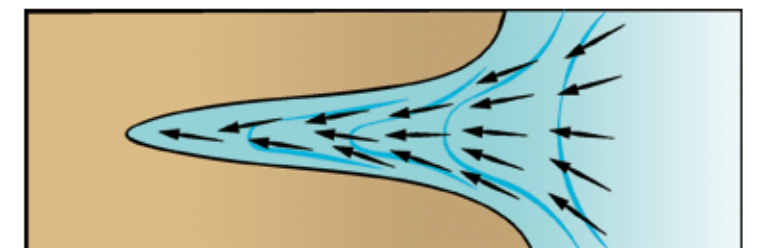
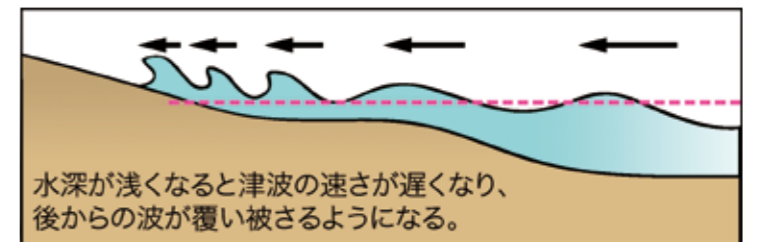
津波は「引き波」から始まるとは限らない

津波が来る前には潮が引くとよく言われますが、前触れとして必ずしも「引き波」があるとは限りません。引き波から始まるか、いきなり押し波が襲ってくるかは、海底の地盤の動き方によって決まります。突然の押し波から始まることもあることに注意する必要があります。



津波は沿岸で急に高くなることもある

津波の高さは海岸や海底の地形などに影響されます。水深が浅くなると、スピードが遅くなるため後続の波が追いついて津波の高さは高くなります。遠浅の海岸では、連続した波状になることもあります。東日本大震災では、岩手県宮古市で海拔 40.5 メートルまで津波が駆け上がった痕跡が確認されています。V 字型の湾では、湾の中で波が共振、増幅して高くなることもあります。



津波の高さ 30cm でも流される

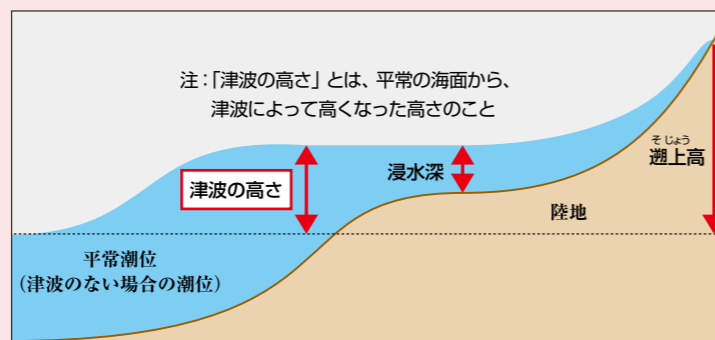
津波の浸水深が 30cm でも、人は流されてしまいます。さらに、1m の津波に巻き込まれると死亡率はほぼ 100% といわれています。逃げ遅れた場合には、無理をして遠くの避難場所を目指す必要はありません。近くの建物の上層階に避難しましょう。





津波に関する警報・注意報

大津波警報（特別警報）・津波警報・注意報は、東日本大震災の教訓を踏まえて、マグニチュード8を超える巨大地震の場合は、その海域における最大級の津波を想定して発表します。最初の津波警報では、予想される津波の高さを数値で示さず、「巨大」「高い」という言葉で発表して避難を促すことに重点を置きます。津波の予想高は津波情報により公表します。



警報・注意報の分類	予想される津波の高さ			想定される被害
	高さの区分	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の場合の発表	
津波注意報	20cm~1m	1m	(なし)	● 海の中では人は速い流れに巻き込まれる。
津波警報	1m~3m	3m	高い	● 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。 ● 人は津波による流れに巻き込まれる。
大津波警報 (特別警報)	3m~5m	5m	巨大	● 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。
	5m~10m	10m		
	10m~	10m超		

津波から避難する4つのポイント

1 地震の揺れの程度で自ら判断しない

揺れがそれほどなくても津波が起きるケースは、過去にもしばしばありました。明治三陸地震（1896年）では、沿岸で震度3程度だったにもかかわらず、大津波が押し寄せています。津波の危険地域では小さい揺れでも、揺れを感じなくても、まずは避難を最優先にしましょう。

2 避難の際に車は使わない

原則として、車で避難するのはやめましょう。東日本大震災の地震の直後、沿岸部各地では避難しようとする車で渋滞が発生。そのために津波にのみ込まれて命を落とした人が多数出ました。



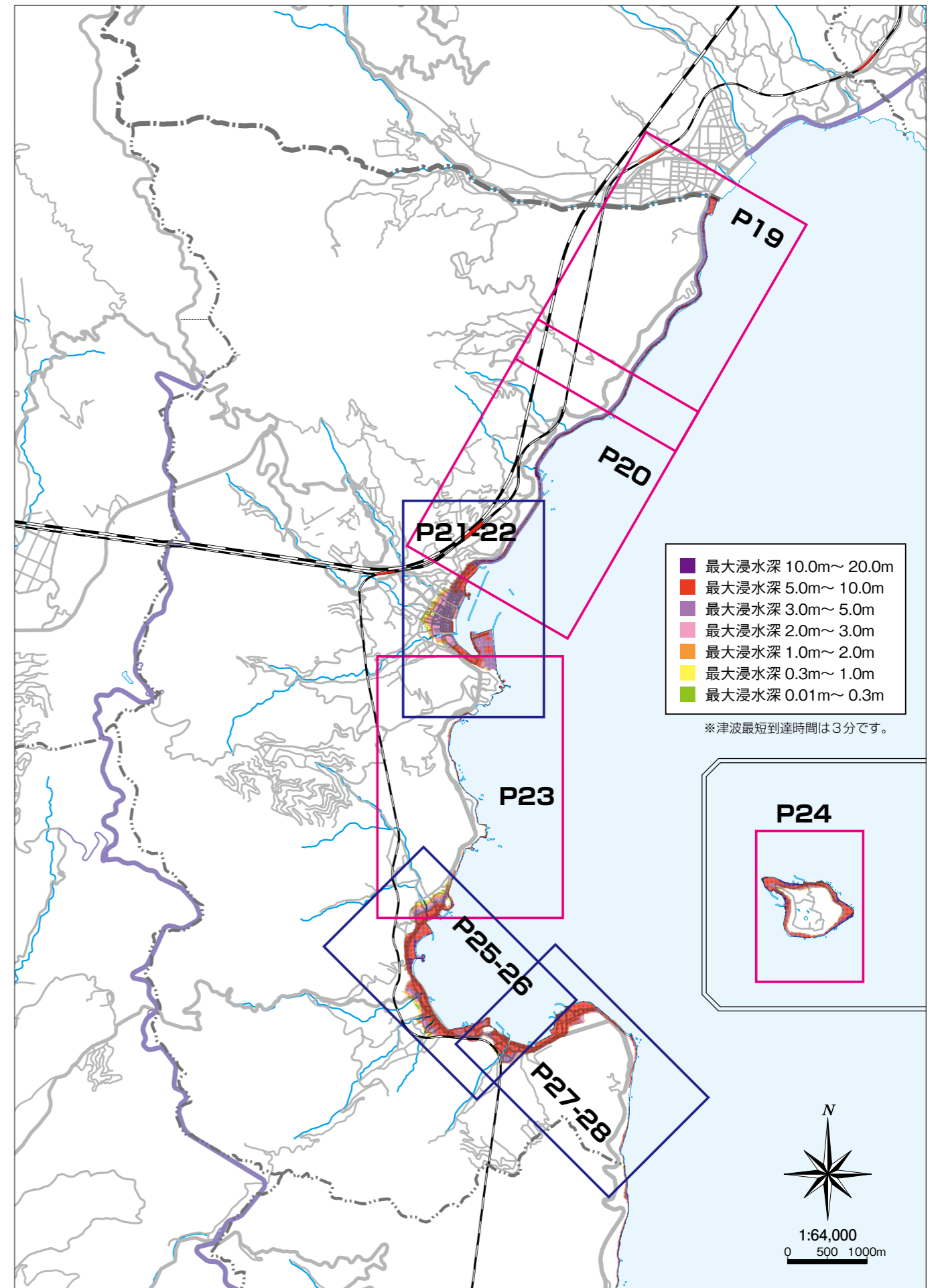
3 てんでバラバラに逃げよう

東日本大震災では震災直後、沿岸地域に居住する家族を迎えに行き、津波に巻き込まれた方が少なくありません。

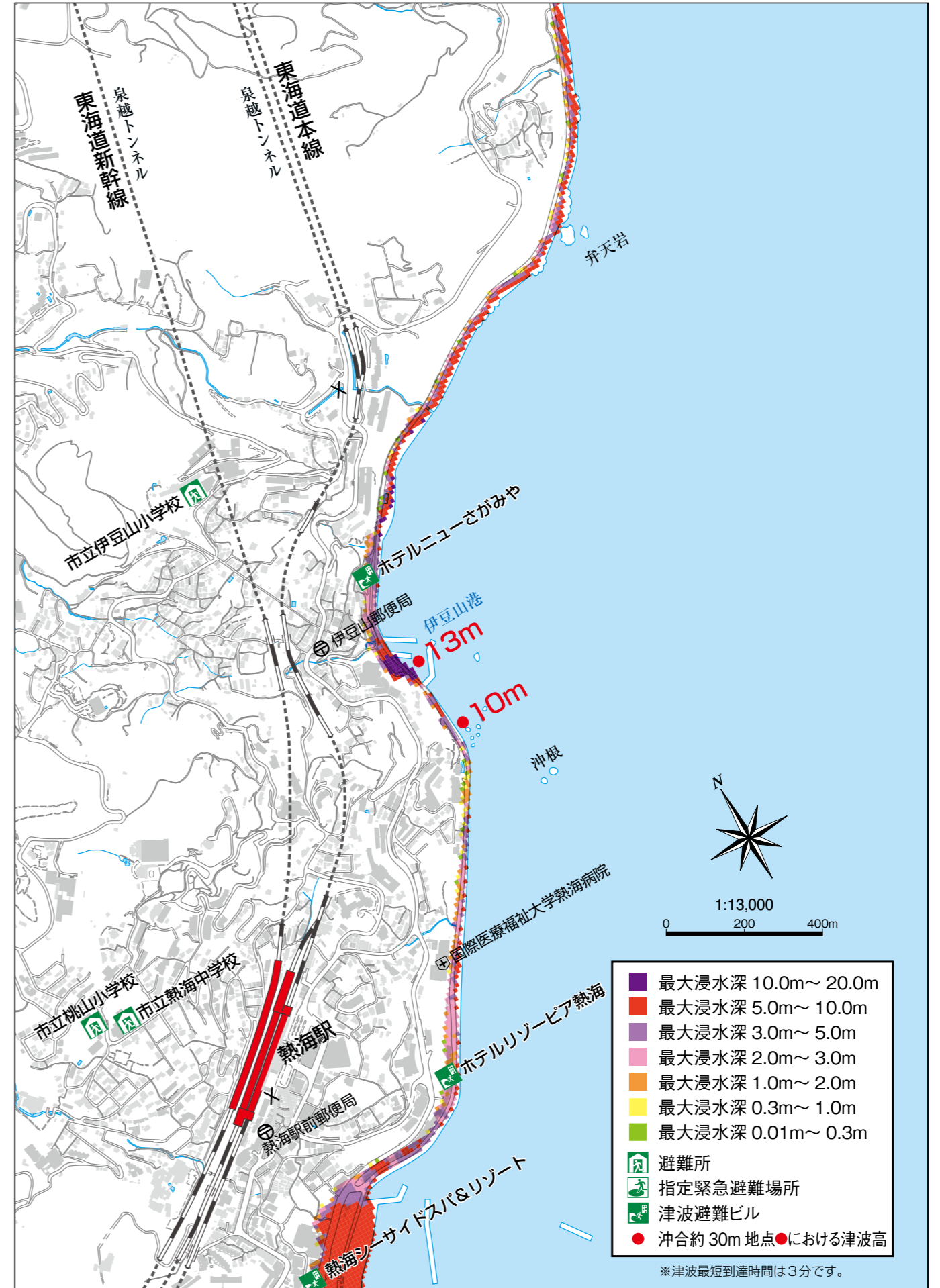
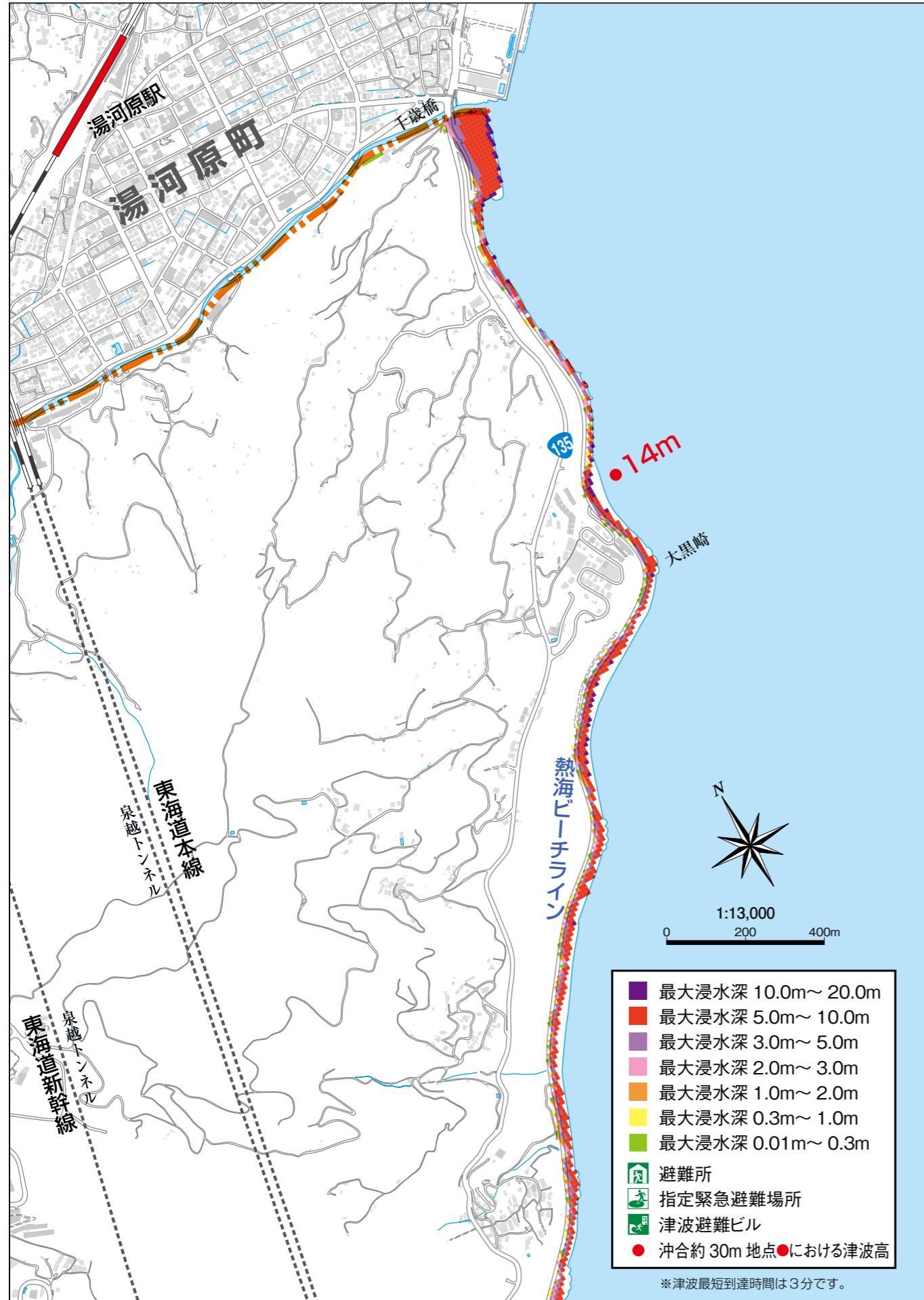
あらかじめ家族で避難行動を話し合っておき、それぞれがちゃんと避難するという信頼関係を築いておきましょう。

4 津波避難ビルを知っておきましょう

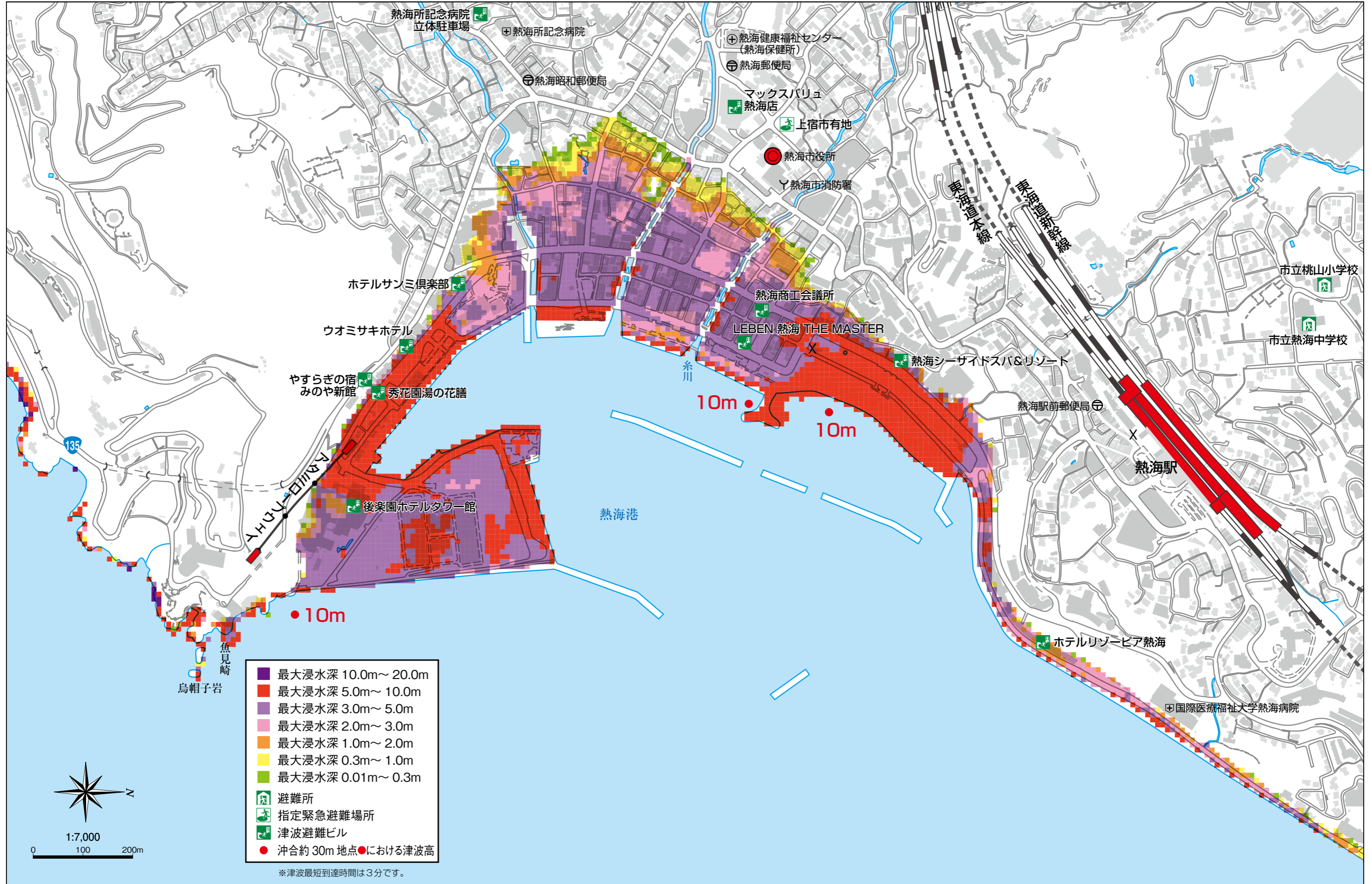
津波から身を守る大原則は「高台に逃げる」ことです。しかし、さまざまな理由で津波から身を守ることが難しい場合があります。そんなときは、市内には津波避難ビルが選定されています。どこにあるのかなど、事前にチェックしておきましょう。



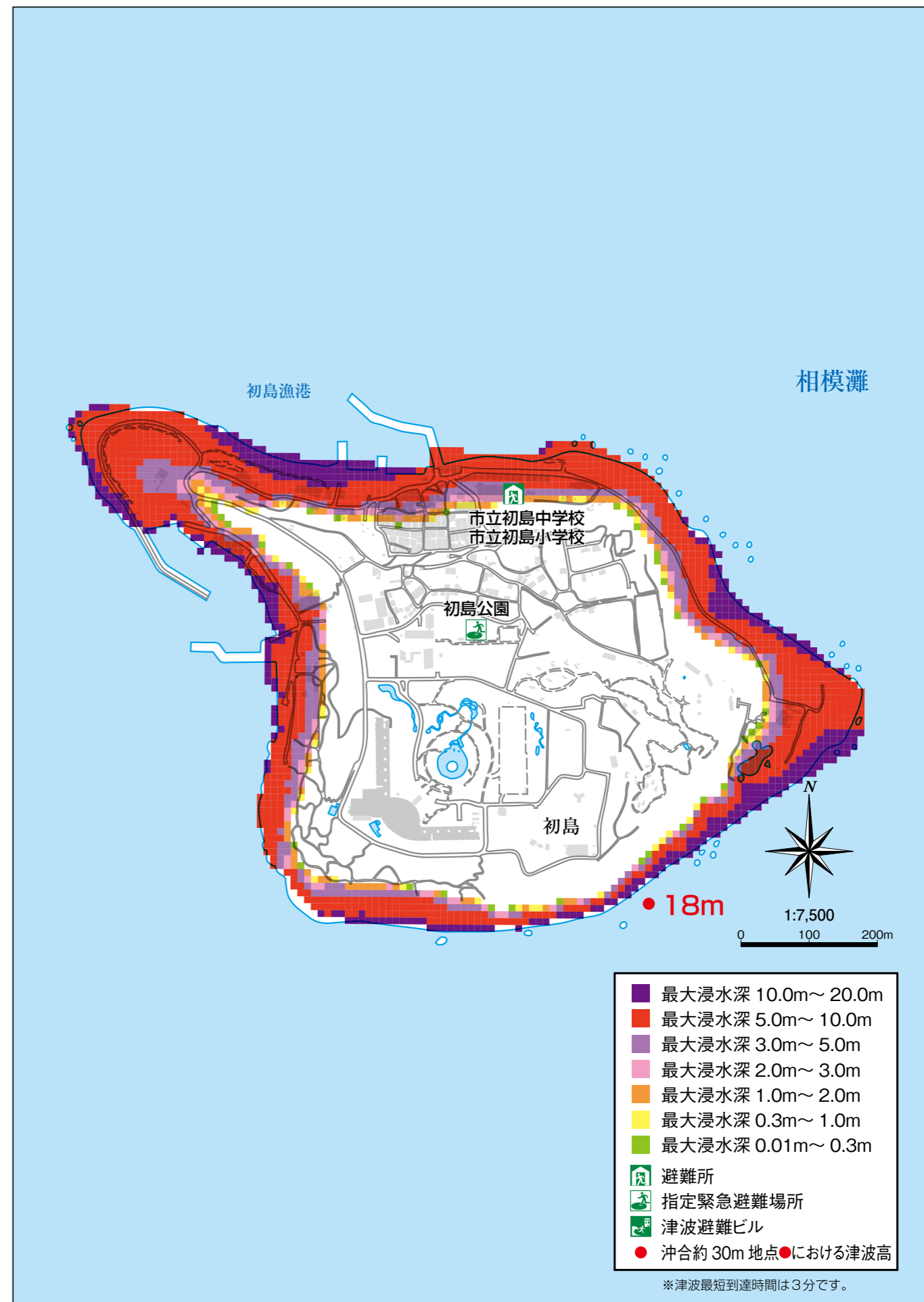
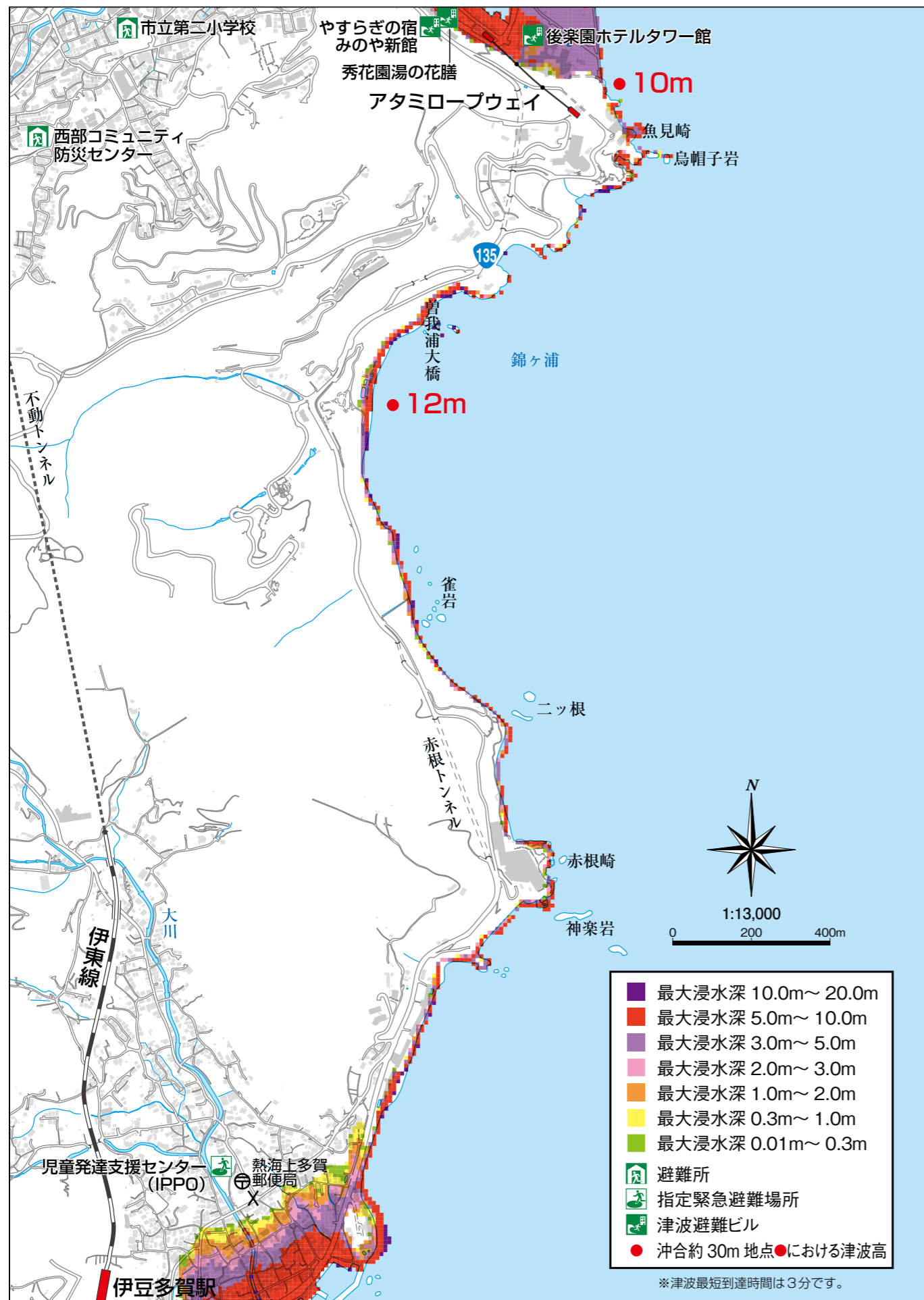
熱海市津波浸水想定図②



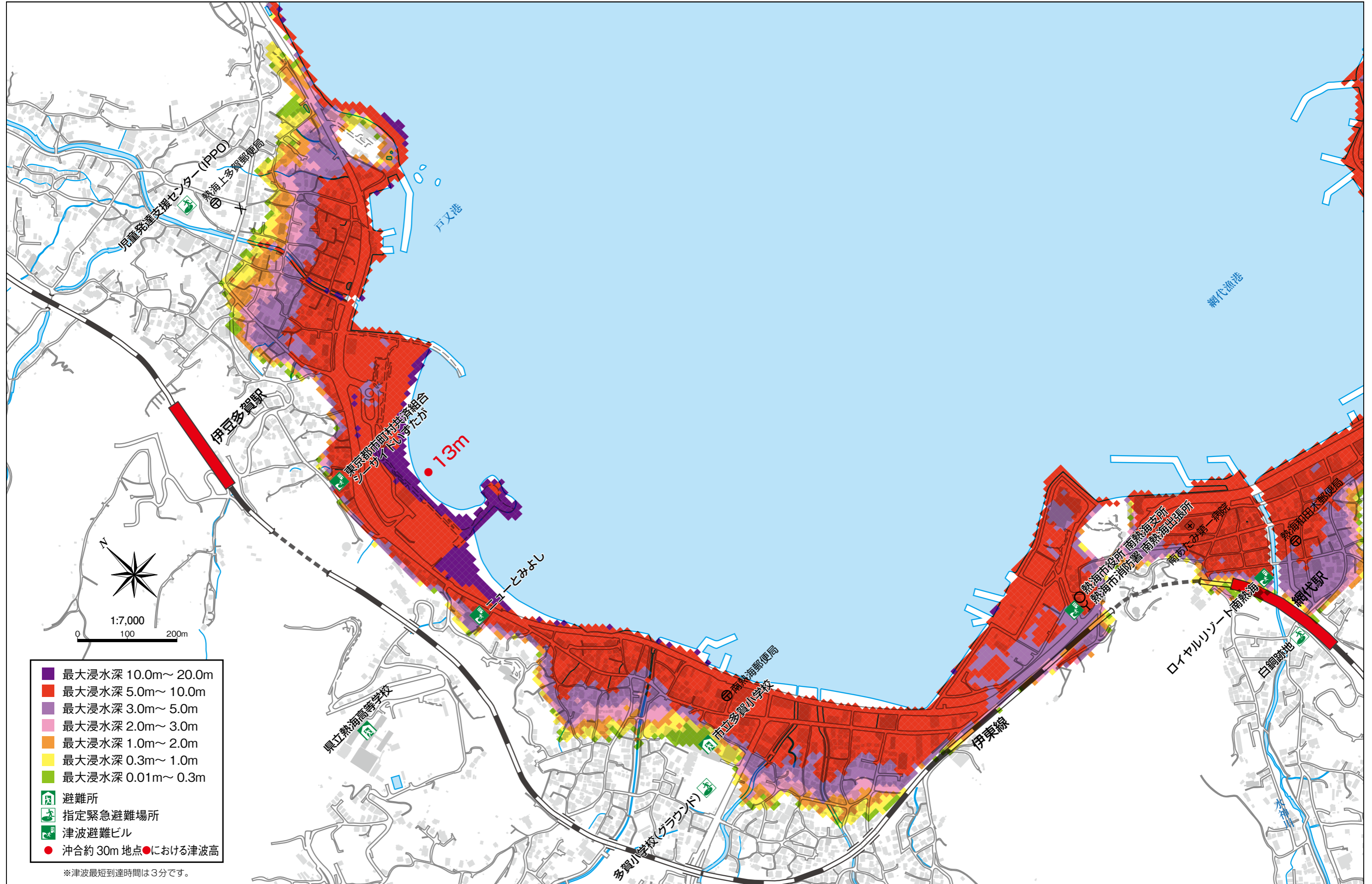
熱海市津波浸水想定図③



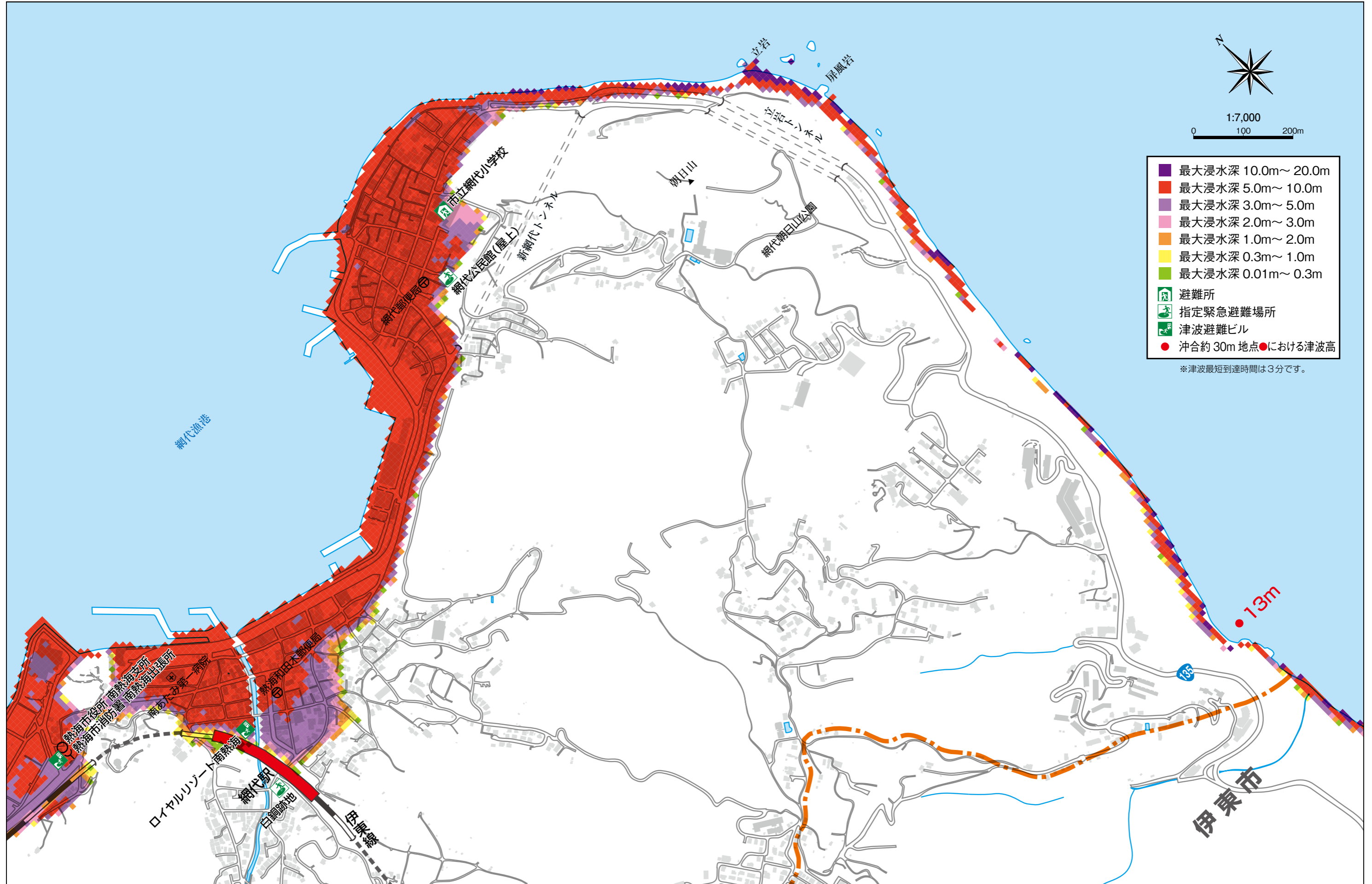
熱海市津波浸水想定図④



熱海市津波浸水想定図⑤



熱海市津波浸水想定図⑥



防災気象情報に注意!

大雨 次々と発表される防災気象情報

大雨による災害の恐れがある場合、気象庁はさまざまな防災気象情報を発表します。市はこうした情報を参考に避難に関する情報を発令します。防災気象情報が出されるタイミングやその意味するところを理解しておき、いざというときの避難に役立てましょう。



大雨などに関する情報と熱海市・住民の対応

大雨の状況	気象情報	熱海市の対応	住民の行動
約1日程度前 大雨の可能性が高くなる	大雨に関する気象情報 警報や注意報に先立って発表	●担当職員の連絡態勢を確立する(警戒レベル1) ●気象情報や雨量の状況を集約する ●防災行政無線などで注意呼びかけ(警戒レベル2)	●気象情報に気をつける(警戒レベル1) ●テレビ、ラジオなどから最新の気象情報を入力する ●窓や戸戸など、家の外の確認 ●避難所等の確認(警戒レベル2) ●非常持出品の点検 ●避難の準備をする(警戒レベル3)
半日~数時間前 大雨が始まる、強さが増す	大雨に関する気象情報 大雨による災害が発生する恐れがあると予想したときに発表	●警戒すべき区域の巡視	●避難の準備をする(警戒レベル3) ●避難に時間のかかる高齢者などの要配慮者と支援者は避難開始
数時間~1、2時間前 大雨が一層激しくなる	大雨に関する気象情報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表	●避難所等の準備・開設(警戒レベル3) ●応急対応の態勢を確立する	●避難の準備をする(警戒レベル3) ●避難に時間のかかる高齢者などの要配慮者と支援者は避難開始
記録的な大雨発生	大雨に関する気象情報 刻一刻と変化する大雨の状況を発表	●避難所等の準備・開設(警戒レベル3) ●応急対応の態勢を確立する	●危険な場所に近づかない ●日頃と異なったことがあれば、市役所などへ通報
被害の拡大が心配される	記録的短時間大雨情報 数年に一度の記録的な雨が観測されたり、レーダーなどで解析された場合に発表	●避難勧告など発令(警戒レベル4) ●避難呼びかけ	●避難の準備をする(警戒レベル3) ●避難に時間のかかる高齢者などの要配慮者と支援者は避難開始
広域で多量の3時間・48時間雨量	土砂災害警戒情報 土砂災害の危険度がさらに高まった場合に発表 市長の避難勧告などの発令、住民の自主避難の判断等の目安となる情報	●直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ ●特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知(警戒レベル5)	●避難の準備をする(警戒レベル3) ●避難に時間のかかる高齢者などの要配慮者と支援者は避難開始
	大雨特別警報 数十年に一度の大雨となる恐れが大きいときに発表		●危険な場所に近づかない ●日頃と異なったことがあれば、市役所などへ通報

雨の強さと降り方

1時間雨量(ミリ)	10以上~20未満	20以上~30未満	30以上~50未満	50以上~80未満	80以上
予報用語	やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
人の受けるイメージ	ザーザーと降る	どしゃ降り	バケツをひっくり返したように降る	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる
人への影響	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	傘をさしていてもぬれる	傘はまったく役に立たなくなる		
屋内(木造住宅)	雨の音で話し声がよく聞き取れない		寝ている人の半数くらいが雨に気がつく		
屋外の様子	地面一面に水たまりができる		道路が川のようになる	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	
車に乗っていて	—	ワイパーを速くしても見づらい	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)	車の運転は危険	
災害発生状況	この程度の雨でも長く続くときは注意が必要	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模のがけ崩れが始まる	山崩れ・がけ崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要 都市では下水管から雨水があふれる	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合があるマンホールから水が噴出する土砂災害が起こりやすい多くの災害が発生する	雨による大規模な災害の発生する恐れが強く、厳重な警戒が必要

土砂災害 前兆現象に敏感に

大雨によって土砂災害が発生する危険性が高まった場合、気象庁と県は共同で土砂災害警戒情報を発表するほか、さらに危険性の高まった場合、気象庁は大雨特別警報(土砂災害)を発表します。

ただし同情報は、災害発生箇所や発生時間を詳しく特定するものではなく、あくまでも目安です。大雨などの際、たとえ同情報が発表されていなくても、常に近隣の斜面の状態に注意し、次のような前兆現象に気づいた時には直ちに安全な場所に避難してください。

土砂災害の種類と前兆現象

土石流	がけ崩れ	地すべり
<p>山腹や溪流の土砂が一気に下流へ押し流されます。強大な威力とスピードで、あらゆるものをのみこんで進みます。</p>	<p>雨でやわらかくなった斜面が急激に崩れ落ちます。最も多い土砂災害で、逃げ遅れて犠牲になる人も多く発生します。</p>	<p>斜面の一部が地下水の影響などでゆっくり下方に移動する現象です。広範囲に被害が及びます。</p>
<p>前兆現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ●近くで山崩れなどが発生 ●立木の裂ける音や岩の流れる音がする ●溪流の水が急ににごり、流木などがまざる など 	<p>前兆現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ●斜面に亀裂が走る ●小石が斜面からぱらぱら落下する ●斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りがする ●斜面にふくらみが見られる など 	<p>前兆現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地鳴り、家鳴りがする ●木の枝先のすれ合う音がする(風がないとき) ●亀裂や段差が発生、拡大する など

土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域とは	土砂災害特別警戒区域とは
<p>土砂災害によって被害が生じるおそれのある地域です。この区域では、土砂災害を防止するための警戒避難体制が整備されます。</p>	<p>土砂災害が発生した場合に、住宅などの建築物が倒壊し、住民の生命や身体に大きな危害が生ずるおそれがある区域です。この区域で住宅等の建築物を建築する場合などには許可や確認が必要になります。</p> <p>※土砂等により、著しい損害が生じるおそれのある住宅に対しては、県が移転等の勧告を行う場合があります</p>

土砂災害警戒情報等の気象情報や熱海市からの防災情報に注意しましょう

大雨が降っている時などには、土砂災害が発生する恐れがあります。県と気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報等の気象情報や市からの防災情報に注意して、いざという場合に備えましょう。

避難路や避難場所を確認しておきましょう

避難時に備え、避難場所がどこにあるのか、安全にたどり着くにはどの道を通るのか等を普段から確認しておきましょう。家族みんなで確認しあうことも重要です。

住宅の新築・改築には建築確認が必要です

建築確認では、土砂等が到達し、住宅に作用すると想定される力に対し、その構造が安全かどうかを審査します。

特別警戒区域からの移転に対する支援

特別警戒区域内の施設整備にかかる防災工事や区域外への移転等に対しては、次のような支援措置があります。

■住宅金融支援機構による融資

移転勧告を受け、代替住宅の建設、土地を取得する場合、融資が受けられます。

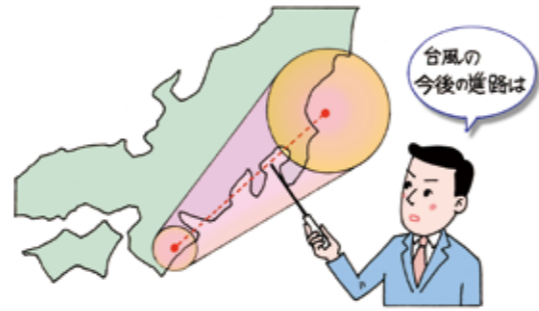
特定開発行為には許可が必要です

特定開発行為とは次のような用途の建築物を建てる行為を言います。特定開発行為を行う場合には、あらかじめ県の許可を受ける必要があります。土砂災害が発生しても、建築物の敷地に土砂等が流入しないような対策工事が必要です。

- 自己用以外の住宅(住宅分譲、マンション、社員住宅)
- 要配慮者利用施設(幼稚園、老人ホーム、病院など)

台風

台風が接近して災害発生の恐れが高まった場合には、台風情報とあわせて大雨、洪水、暴風、高波、高潮などの防災気象情報が発表されます。



台風の状況と気象情報

台風の状況	気象庁の気象情報	地元気象台の気象情報
台風発生	熱帯低気圧に関する情報 台風情報 現在の状況(3時間ごと) から5日(120時間)先までの予報(6時間ごと)	台風に関する気象情報(以後、暴風などの状況を適宜発表)
台風接近	暴風域に入る確率の発表 5日(120時間)以内に暴風域に入る確率が0.5%以上の地域に対して6時間ごとに発表	強風、大雨、高潮注意報など
台風上陸	台風情報(1時間ごと) 台風が日本に接近し、影響のおそれがある場合 「台風○号は、○日○時ごろ、○○市付近に上陸しました」	暴風、大雨、高潮警報など 土砂災害警戒情報(重大な土砂災害の恐れがある場合)

風の強さと吹き方

平均風速 (m/秒)	10m以上 ~15m未満	15m以上 ~20m未満	20m以上 ~25m未満	25m以上 ~30m未満	30m以上 ~35m未満	35m以上 ~40m未満	40m以上
予報用語	やや強い風	強い風	非常に強い風		猛烈な風		
おおよその時速	~50km/h	~70km/h	~90km/h	~110km/h	~125km/h	~140km/h	140km/h~
速さの目安	一般道路の自動車		高速道路の自動車		特急列車		
人への影響	風に向かって歩けにくくなる。傘がさせない。	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。	何かにつかまっていけないと立ってられない。飛来物によって負傷するおそれがある。		屋外での行動は極めて危険。		
屋外・樹木の様子	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。	電線が鳴り始める。看板やタタン板が外れ始める。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。		多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。		
走行中の車	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	通常で速度で運転するのが困難になる。		走行中のトラックが横転する。		
建造物	樋(とい)が揺れ始める。	屋根瓦や屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。	固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。養生の不十分な仮設足場が崩落する。	外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。	住家で倒壊するものがある。鉄骨構造体で変形するものがある。	

災害時の避難行動

警戒レベルと避難に関する情報

災害の危険が迫って居住者の避難が必要になった場合に、避難に関する情報が発令されます。各情報に応じた避難行動をとりましょう

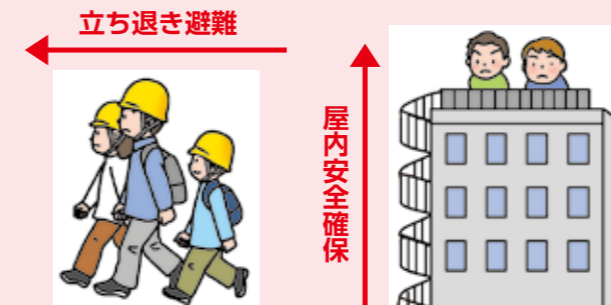
危険度	警戒レベル	避難情報など	住民がとるべき行動
↑ 高 ↓ 低	5	災害発生情報※1	●すでに災害が発生しているため、「命を守るための最善の行動」をとる。
	4	避難勧告、避難指示(緊急)※2	●災害が発生するおそれがある区域内にいる全員が避難場所などへ、速やかに立ち退き避難をする(全員避難)。 ●避難場所への移動がかえって危険だと思われる場合は、近隣のより安全な場所・建物などへの避難や、そのときいる建物内のより安全な部屋に移動する。
	3	避難準備・高齢者等避難開始	●避難に時間のかかる高齢者などの要配慮者とその支援者は避難場所等へ立ち退き避難を開始する。 ●その他の人は避難の準備を整える。防災気象情報などに注意し、自発的に避難を開始する。
	2	注意報(大雨、洪水など)	●避難に備え、ハザードマップなどで避難行動を確認しておく(避難場所や避難経路、避難のタイミングなど)。
	1	早期注意警報	●最新の防災気象情報に注意するなど災害への心構えを高める。

※1: 災害発生情報は、市が災害発生を把握した場合に発令される。ただし必ず発令されるわけではないことを理解する。
 ※2: 避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的、または重ねて避難を促す場合等に発令される。避難勧告が発令された後に、必ず発令されるものではないことを理解する。



命を守る最低限の行動とは

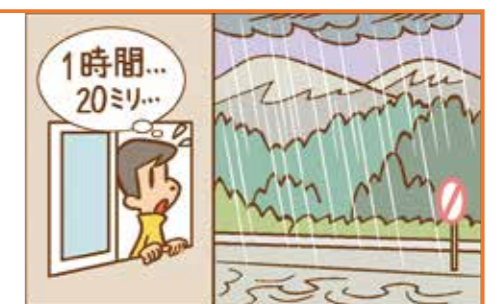
危険な状況の中での避難行動はできるだけ避け、安全の確保を第一に考えます。屋外での移動が危険だと判断した以下のような場合は、避難所等への移動(立ち退き避難)だけでなく、自宅や近隣の頑丈な建物の2階以上へ緊急的に一時避難(屋内安全確保)し、救助を待つことも検討してください。



- 夜間や急激な降雨で避難路上の危険箇所がわかりにくい
- ひざ上まで浸水している(50センチ以上)
- 浸水は20センチ程度だが、水の流れる速度が速い

雨に注意していますか?

土砂災害の多くは雨から起こります。大雨や長雨で危険だと思ったら、早めに避難しましょう。1時間20ミリ以上、または降り始めてから100ミリ以上の降雨量になったら十分な注意が必要です。



平常時から家の周辺をチェック

- 屋根**
瓦やトタンのはがれ、ずれなどをチェック。アンテナの固定も。
- 雨どい**
継ぎ目のはがれ、塗料のはがれなどを確認。落ち葉や土砂が詰まっていたら取り除く。
- 屋外の設置物**
プロパンガスのボンベはしっかり固定する。強風で飛ばされたり、浸水で流されたりしそうなものはないか確認する。
- 窓ガラス**
窓枠のがたつき、ゆるみなどがあれば補強する。
- ベランダ**
強い風で飛ばされそうなものはできるだけ置かない。風が吹いてきたら家の中に取り込む。
- 外壁・塀**
ひび割れ、破損などを点検し、必要があれば補修する。
- 地下室・地下駐車場**
浸水を防ぐ土のうや止水板を用意する。

! 風雨が強まる中での右の行為は危険です。絶対にやめましょう。

- 屋根の上って補強する
- 自宅周辺や田畑の状況を見回しする
- 様子を見るために堤防や川辺に近づく

「停電」に備える 風水害時の停電への備えとして、事前に懐中電灯、LEDランタン、予備の電池やバッテリー、水、冬場の防寒具なども用意しておきましょう。

停電発生時の問い合わせ先 東京電力パワーグリッド ☎0120-995-007

自宅の風水害危険度を知る

自宅の風水害危険度を知るためには、ハザードマップが役立ちます。ハザードマップを確認して、自宅付近がどの程度の危険度になっているか確認しましょう。ただし、ハザードマップに記載された情報は、「特定の想定」に基づくひとつの予測です。マップを活用して防災意識を高めることは重要ですが、頼り切ってしまうのは危険です。いざというときに自ら危険性を判断できる能力を養うことが重要です。



ハザードマップの確認ポイント

- 自宅のある場所の予測される被害程度
 - 避難場所の位置、そこに至る経路
 - 災害時に危険と思われる場所
- ※色が塗られていないところが、安全とは言えません。

こんな土地は要注意です

高潮に注意

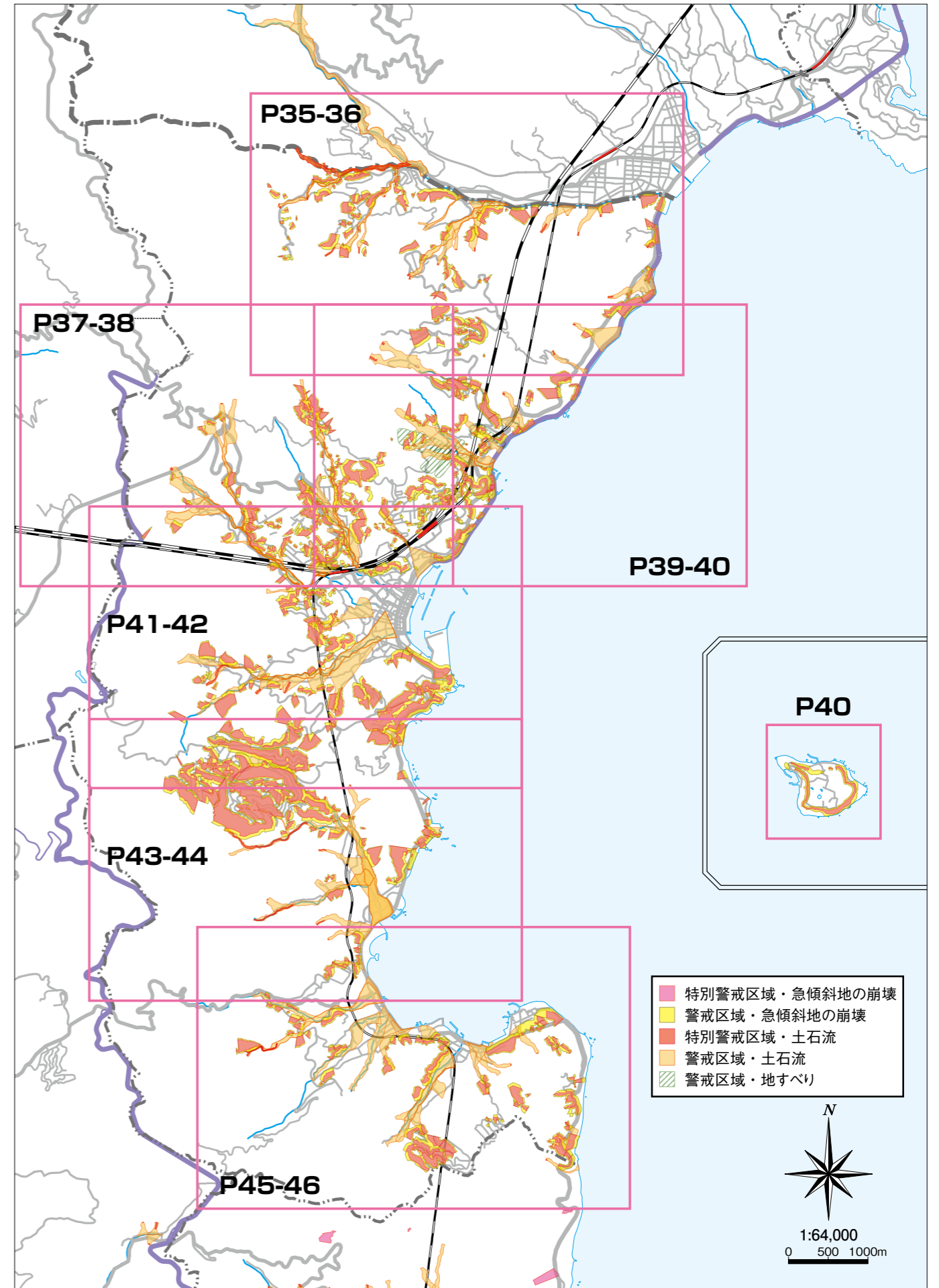
- **海に近いゼロメートル地帯**
満潮時の海面の位置よりも低い土地は、堤防が決壊すると大きな被害が出る恐れがある。
- **遠浅海岸や湾奥**
水深が急激に深くなる遠浅海岸や湾の奥は、高潮が起きたときに海面が上がりやすい。

浸水災害に注意

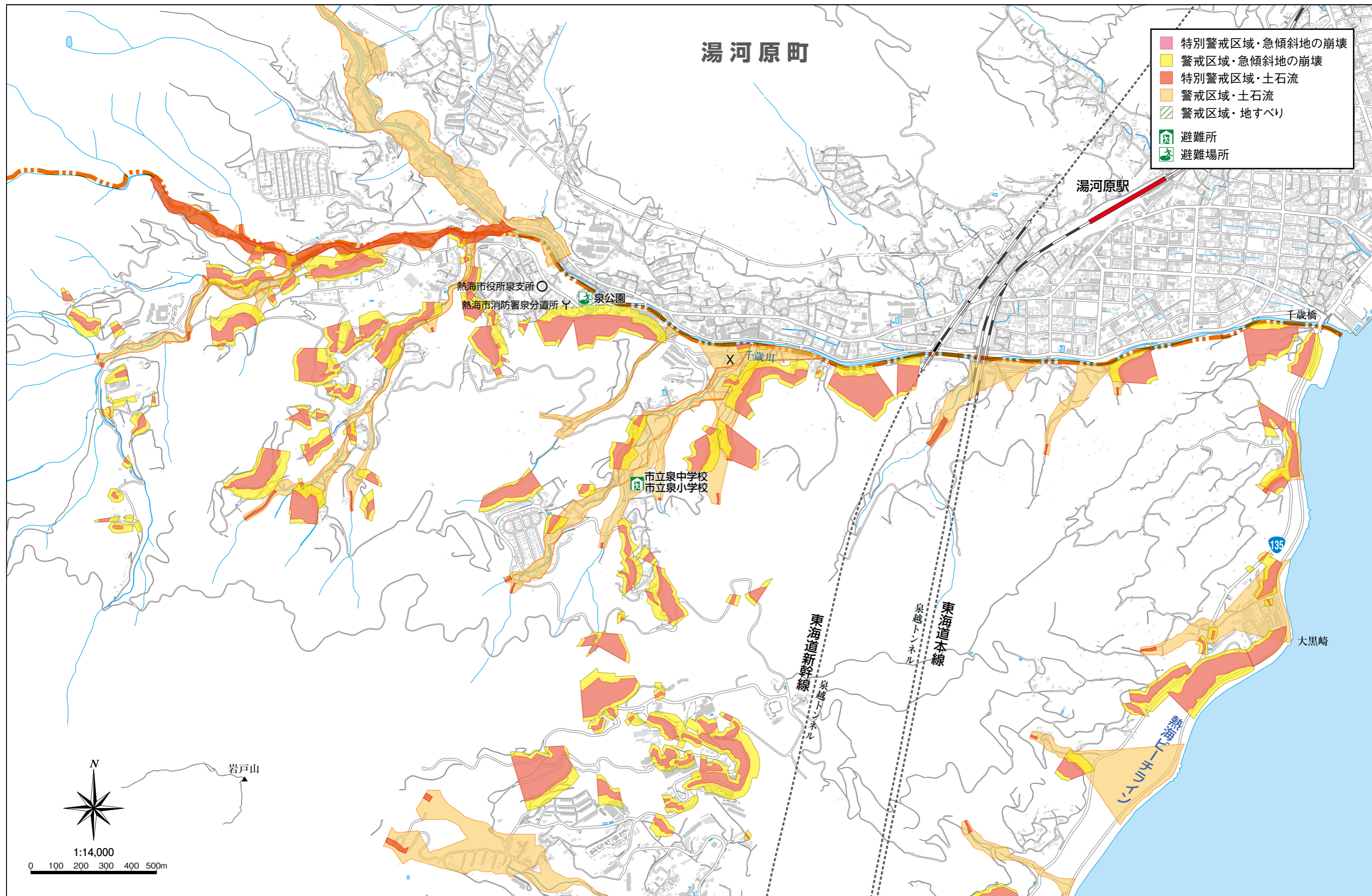
- **平坦地**
河川が運んできた土砂が堆積してできた「平坦地」や、過去の河川の氾らんにより土砂が堆積してできた土地などは冠水しやすい。
- **河川敷**
昔、河川敷だった土地は浸水する危険性が高い。

土砂災害に注意

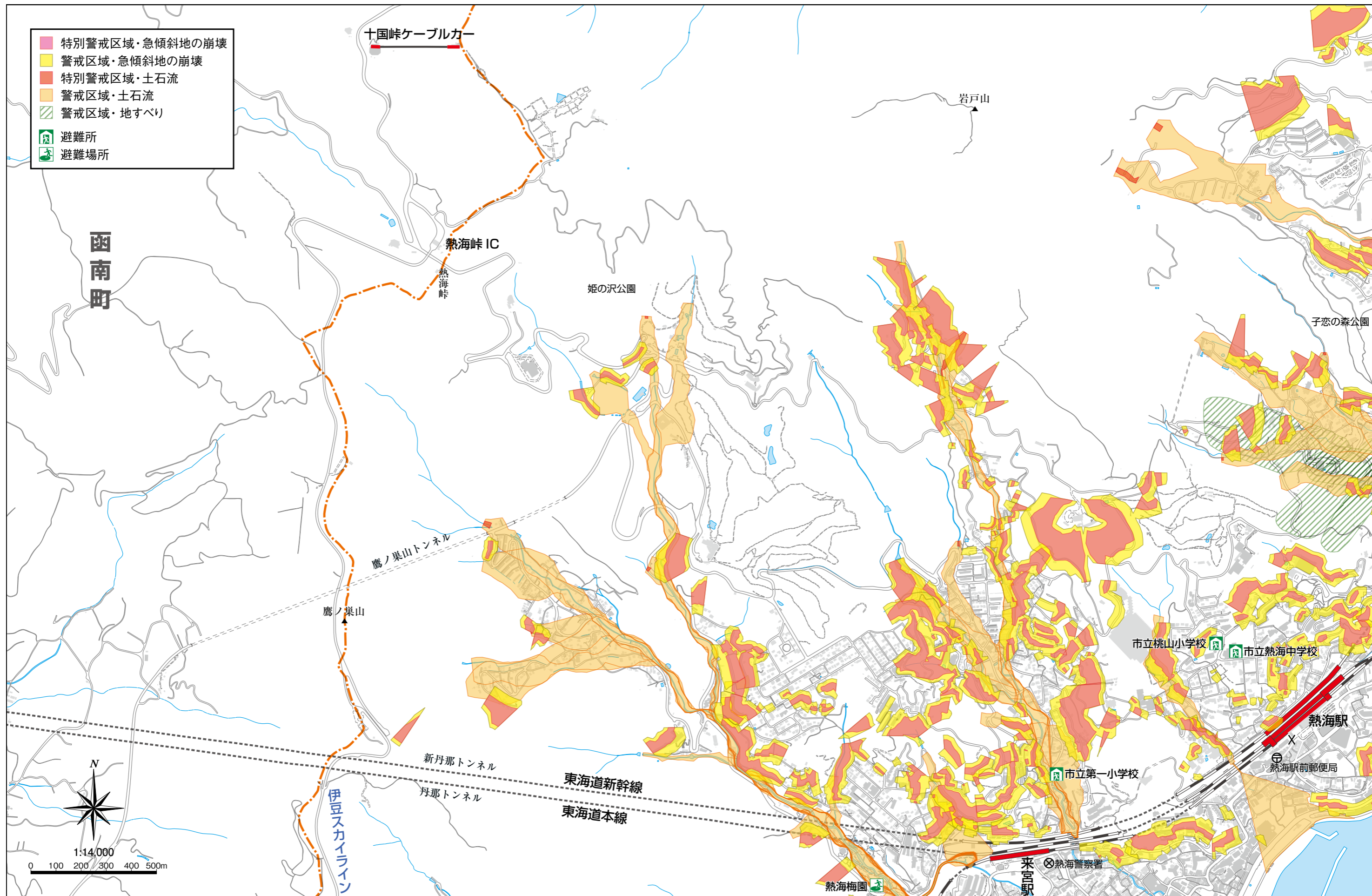
- **造成地**
丘陵を切り崩してつくられた造成地は、豪雨で地盤がゆるむと崩れる危険性がある。
- **扇状地**
山間部で土石流が発生すると、山のふもととの扇状地が被害を受ける恐れがある。
- **山間部**
傾斜 30 度以上、高さ 5 メートル以上の急傾斜地は、がけ崩れの危険がある。樹木の少ない山間部の溪流は土石流の危険も。



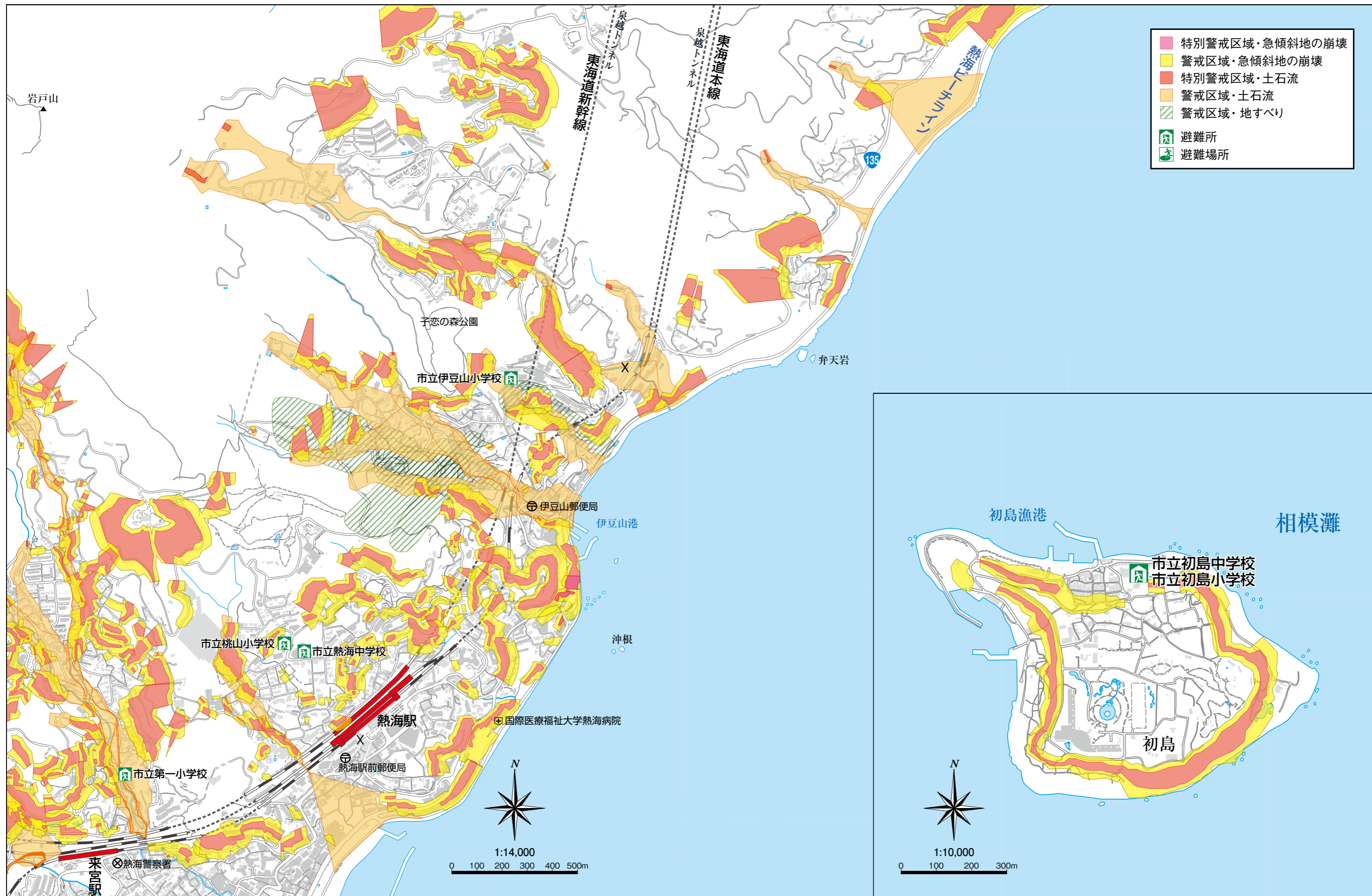
熱海市土砂災害ハザードマップ②



熱海市土砂災害ハザードマップ③



熱海市土砂災害ハザードマップ④

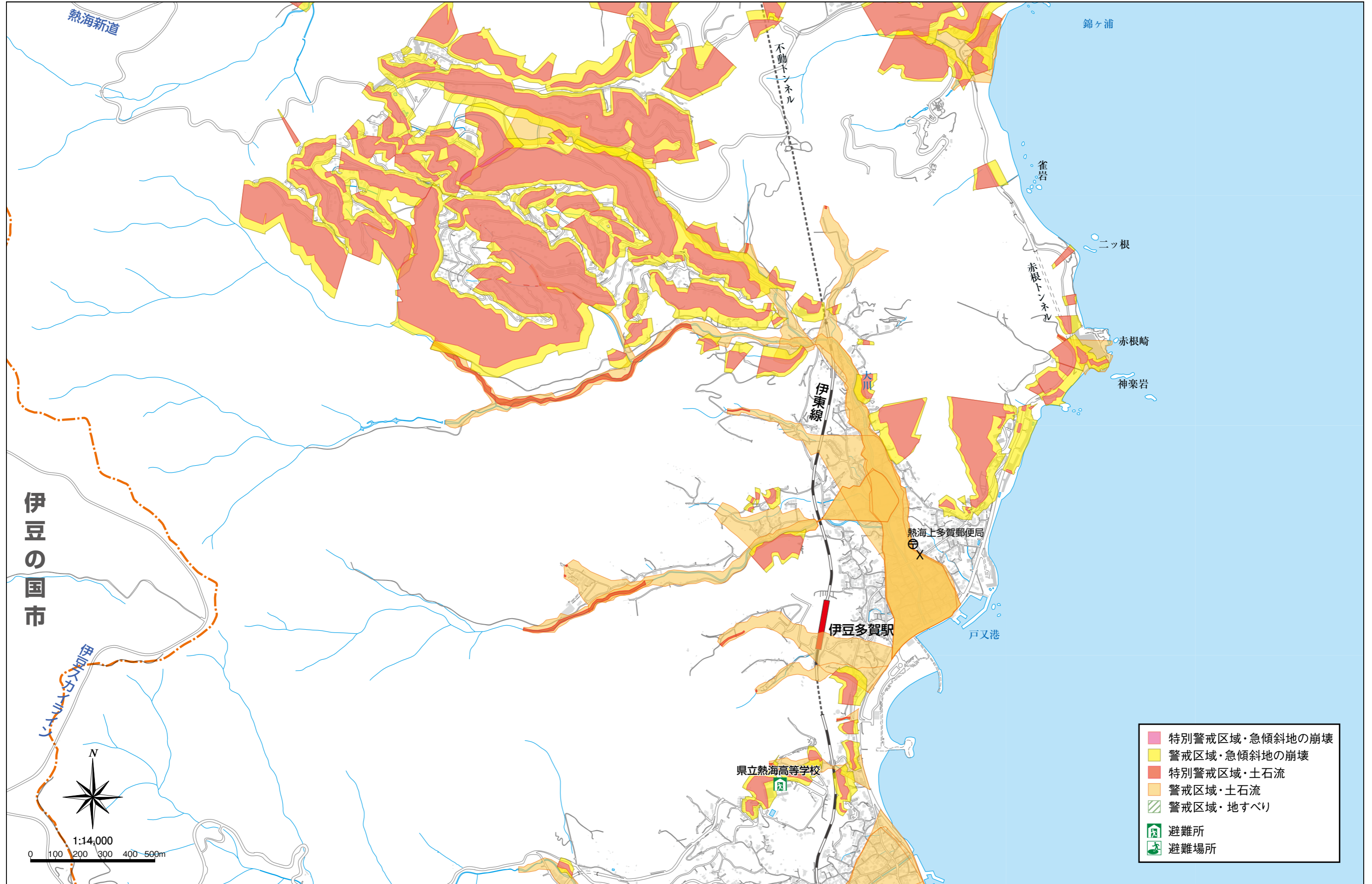


熱海市土砂災害ハザードマップ⑤



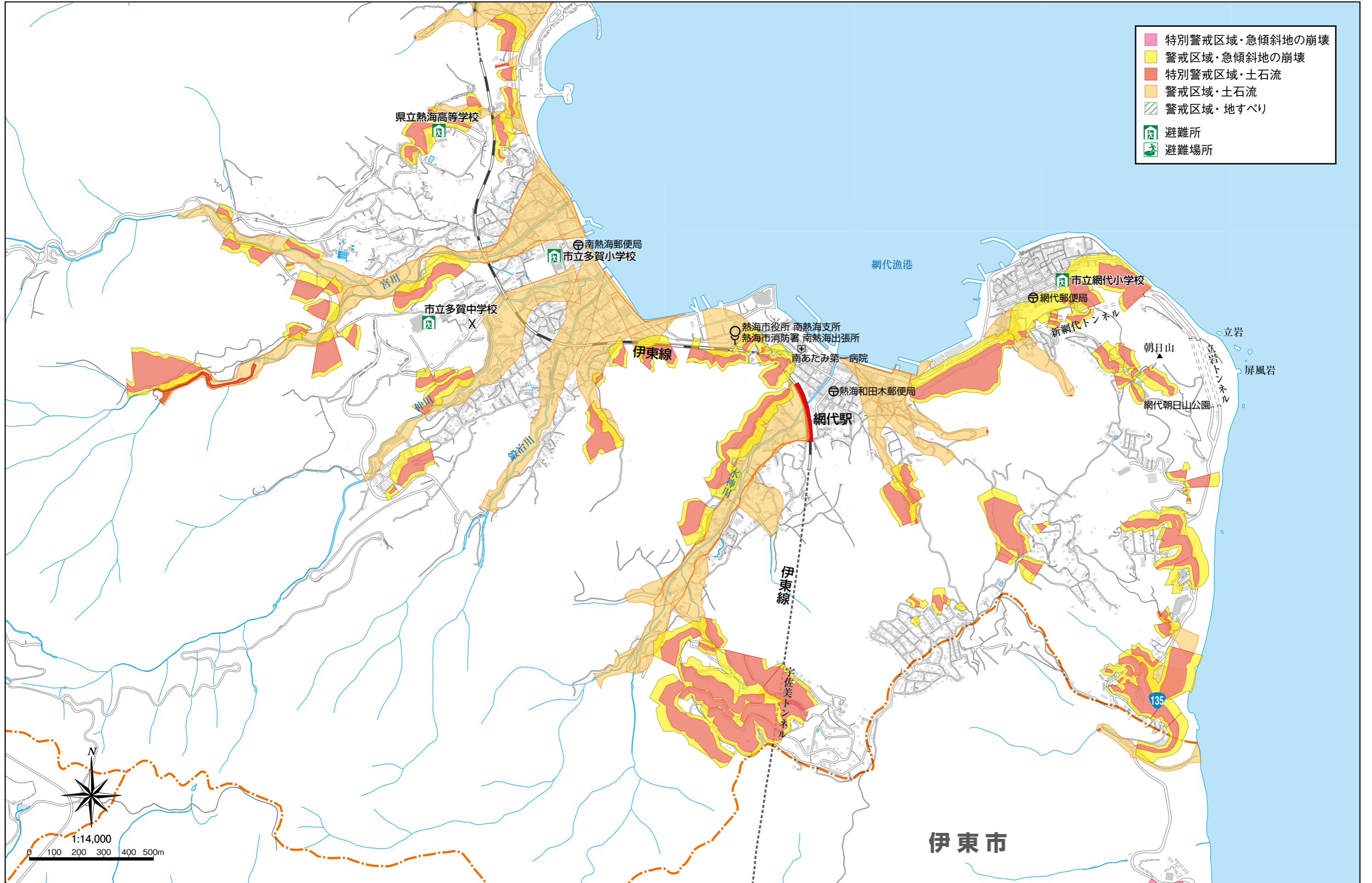
防災情報編
 地震編
 津波編
 津波マップ
 風水害・土砂災害編
 土砂災害ハザードマップ
 火山編
 相談窓口

熱海市土砂災害ハザードマップ⑥



防災情報編
地震編
津波編
津波マップ
風水害・土砂災害編
土砂災害ハザードマップ
火山編
相談窓口

熱海市土砂災害ハザードマップ⑦



- 特別警戒区域・急傾斜地の崩壊
- 警戒区域・急傾斜地の崩壊
- 特別警戒区域・土石流
- 警戒区域・土石流
- 警戒区域・地すべり
- 避難所
- 避難場所

防災情報編
地震編
津波編
津波マップ
風水害・土砂災害編
土砂災害ハザードマップ
火山編
相談窓口

伊豆東部火山群の噴火による熱海市への影響

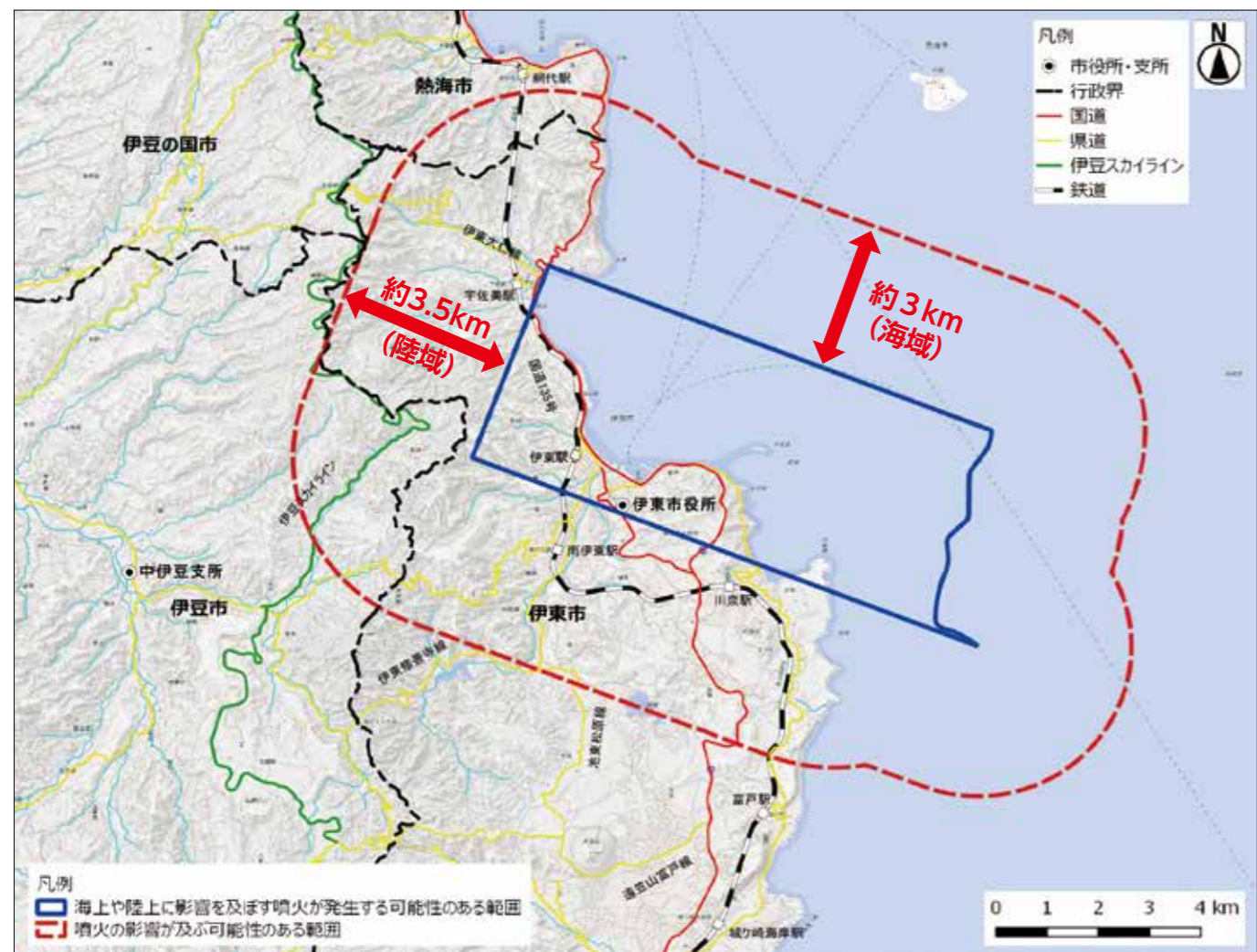
●伊豆東部火山群とは、伊豆半島東部の陸域に位置する火山群（東伊豆単成火山群）及び、その東方の海域に位置する海底火山群（東伊豆沖海底火山群）の総称であり、伊東市及び伊豆市にまたがっている火山群です。

●令和元年6月3日、伊豆東部火山群において、熱海市が火山災害警戒地域として指定されました。

【指定理由】

伊豆東部火山群防災協議会において、国の火山防災マップ作成指針に基づき再計算した結果、噴火の影響の及ぶ範囲が2kmから3.5kmに拡大され、協議会において承認されました。熱海市では、想定火口域はありませんが、噴火の影響範囲の拡大により、熱海市の一部が噴火の影響の及ぶ範囲に含まれることから、活動火山対策特別措置法により火山災害警戒地域として熱海市が指定されました。

噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲



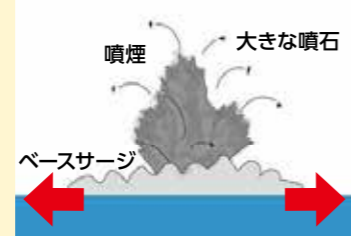
伊豆東部火山群防災協議会資料より

○「海上や陸上に影響を及ぼす噴火が発生する可能性のある範囲」から概ね3.5km（海域で噴火した場合は概ね3km）の範囲を「噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲」として赤く表示しました。

○実際の噴火の影響範囲は噴火地点により異なります。赤い範囲全体が同時に危険になるわけではありません。

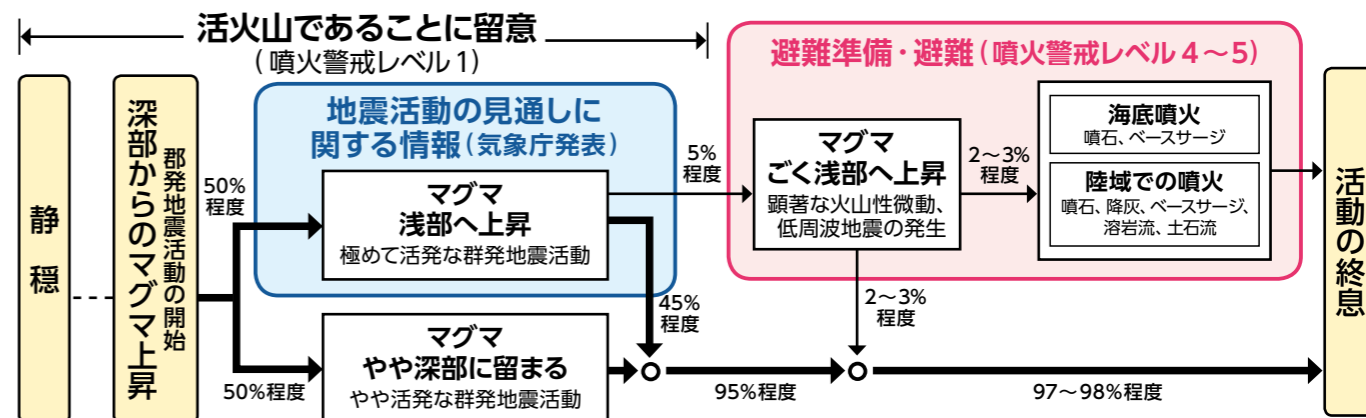
海底噴火のイメージ

火口から概ね3.5kmの範囲は危険



●ベースサージ
火山ガスと火山灰等の混合物が、水面や地表面を高速で横方向に広がり、地表の物を巻き込むなどして、人体や建物、船舶等に大きな被害を与えるおそれがあり、とても危険です。

伊豆東部火山群に関する情報と噴火警戒レベル



地震活動の見通しに関する情報

地下のマグマ活動による群発地震活動の発生が予測された場合に発表
予測項目・最大地震の規模と震度
・震度1以上となる地震の回数
・活動期間

・上図は、「伊豆東部火山群の火山防災対策検討会」が作成した図を簡略化したものです。
・図中の%の数値は、過去の事例と火山学的な知見に基づき推定された発生頻度を示す目安です。
・ここで想定されていない火山現象がまれに発生することもあります。
・活動の途中や終息後、マグマが再度深部から上昇すると、新たな群発地震活動が始まる可能性があります。

伊豆東部火山群の噴火警戒レベル

予報警報	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動	想定される現象等
噴火警報	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●マグマ水蒸気爆発の発生により大きな噴石、ベースサージが居住地域に到達する。 ●低周波地震活動の多発、火山性微動の発生。 【過去事例】平成元年(1989年)7月11日の低周波地震活動の多発、火山性微動の発生、7月13日の海底噴火。
	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	●低周波地震活動の活発化。 【過去事例】平成元年(1989年)7月10日の低周波地震活動の活発化。
火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。危険な地域への立入規制等。	【レベル2、3の発表について】 ○活動が活発化するとき 噴火の可能性が高まっていく段階では、レベル2、3の発表はなく、レベル4以上が発表されます。
	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	○活動が沈静化するとき 火山活動が沈静化し、レベル5からレベルを下げる段階で、火山活動の状況に応じてレベル2、3を発表する場合があります。
噴火予報	レベル1 (活火山であることに留意) 地震活動の見通しに関する情報の発表	火山活動は静穏。 [地下深部のマグマ活動により、活発な群発地震活動が発生することがある。]	住民は通常の生活。 [危険な場所を避けたり、家具を固定するなど、大きな揺れに対する対策が必要。]	●火山活動は静穏。 ●活発な群発地震活動により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなることがある。 【過去事例】平成18年(2006年)4月、平成21年(2009年)12月の群発地震活動等。

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
注2) 噴火警報(噴火警戒レベル4(避難準備)、5(避難))は、特別警報に位置付けられています。
最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。
<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

被災した時の相談窓口など

1. ご家族を亡くされた方への支援

■ 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

災害により、主として生計を維持していた方が亡くなった場合、最大500万円、その他の場合、最大250万円をご遺族に支給する制度です。具体的な金額は市が決定します。

熱海市役所 長寿介護課 長寿総務室 0557-86-6322

■ 生命保険

東日本大震災では、生命保険をかけていた方が亡くなった場合、多くの生命保険会社は保険金を支払うことを決定しました。ご加入の**保険会社**に確認してみましょう。

保険会社が分からない場合（一般社団法人）生命保険協会 静岡地方事務室 054-253-5712

■ 労災保険

震災が起きた際に工作中だった、あるいは通勤中だった方で、被害に遭われた方は、労災保険制度により給付が得られる場合があります。

三島労働基準監督署 055-986-9100

■ 亡くなった方が、住宅ローンの支払途中だった場合

住宅ローンの支払の途中で亡くなった場合には、団体信用生命保険により、住宅ローンがなくなることがあります。**住宅ローンの契約先**に確認してみてください。

2. その他の支援

■ 災害障害見舞金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

災害により、生計を維持していた方が重い障害を受けた場合には、最大で250万円、それ以外の方が重い障害を受けた場合には最大で125万円を支給する制度です。

熱海市役所 長寿介護課 長寿総務室 0557-86-6322

■ 義援金

熱海市役所 長寿介護課 長寿総務室 0557-86-6322

■ 被災者生活再建支援制度

災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯（賃借人も対象です）に対して、被災者生活再建支援法に基づき、支援金を支給する制度です。

熱海市役所 長寿介護課 長寿総務室 0557-86-6322

■ 当面の生活費に困る場合

一定の要件を満たせば、生活福祉資金の貸付（緊急小口資金）が受けられる可能性があります。

熱海市社会福祉協議会 0557-86-6339

3. 支払の問題

■ 公共料金の支払い

電気・ガス・水道、下水道・固定電話・携帯電話・スマートフォン等について、料金支払期限の延伸や免除等が受けられる場合があります。それぞれの**契約先**に確認する必要があります。

■ 年金や健康保険料、介護保険料の支払い

東日本大震災では、健康保険・介護保険料・厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当にかかる拠出金については、納付の期限が延伸されたり、減免されたりすることがありました。国民年金についても、支払が困難な場合は相談してください。

国民健康保険……………熱海市役所 市民生活課 保険年金室(国保) 0557-86-6258

後期高齢者医療……………熱海市役所 市民生活課 保険年金室(後期高齢) 0557-86-6257

介護保険……………熱海市役所 長寿介護課 介護保険室 0557-86-6285

国民年金……………熱海市役所 市民生活課 保険年金室(年金) 0557-86-6260

国民年金以外の場合……三島年金事務所 055-973-1166(代表)

■ 税金の支払い

税金の納付の期限が延伸されたり、減免措置等が受けられる可能性があります。

所得税・消費税・法人税等の国税

熱海税務署 0557-81-3515（自動音声案内）

法人県民・事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税等の県税

熱海財務事務所 0557-82-9057

市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税などの市税

熱海市役所 税務課 課税室(資産税担当) 0557-86-6149

熱海市役所 税務課 課税室(市民税担当) 0557-86-6142

税金の支払い(納税)の相談

熱海市役所 税務課 納税室 0557-86-6165～6170

■ ローンを支払い

災害救助法の適用を受けた自然災害の影響で、住宅ローン、事業ローン、自動車ローン、教育ローンなどの支払が困難になった人は、被災ローン減免制度(自然災害債務整理ガイドライン)の利用を検討してください。

詳しくは**弁護士会**にお問い合わせください。

静岡県弁護士会 沼津支部 055-931-1848

4. 保険等の問題

■ 車両保険

車両保険は、原則として、地震・噴火・(地震、噴火が原因の)津波による災害による損害は補償対象外とされています。特約がある場合には一定額が補償される可能性があります。ご不明な場合は、**保険会社**に確認してみましょう。

■ 火災保険だけで地震保険に入っていないから、保険金はもらえないか

保険金は支払われませんが、保険(共済)によっては、火災保険に入っているだけで見舞金などが出る場合があります。一度、お入りになっている保険会社、共済に確認してみましょう。

5. 紛失物の問題

■ 本人確認できる証明書(免許証、旅券、マイナンバーカード、保険証など)がなくなってしまった

住民票は、市町で本人確認がとれば交付を受けることができます。

まずは**熱海市役所 市民生活課 市民室(0557-86-6254)**へ。

運転免許証は、**静岡県東部運転免許センター(055-921-2000)**や**熱海警察署(0557-85-0110)**で再発行手続きをしてください。

また、保険証が手元になくても、保険診療は受けられます。

■ 自動車がなくなってしまった(使えなくなってしまった)ので、登録を抹消したい

沼津自動車検査登録事務所 050-5540-2051

■ 実印や印鑑登録証がなくなってしまった

実印をなくされた場合は、印鑑登録の廃止手続きを行ってください。印鑑登録証をなくされた場合は、印鑑証明書の交付申請ができませんので、印鑑登録証の亡失手続きを行ってください。その上でどちらの場合も、印鑑証明書が必要な場合は、改めて実印を登録してください。登録には、ご本人確認できる官公署発行の証明書(運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど)が必要です。

熱海市役所 市民生活課 市民室 0557-86-6254

※「静岡県弁護士会ニュース(熱海市版)」でさらに詳しくご案内しています。

熱海市ホームページ <https://www.city.atami.lg.jp/index.html>

